

平成27年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成27年9月7日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

5番 酒井要君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 齋藤則男君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 川崎直文君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顯浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	朝日清智君
		江守直美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） おはようございます。16番、長岡千恵子でございます。

爽りの秋を迎え、朝晩の涼しさが体に心地よい季節になりました。残念ながら雨が降り続いていて、農家の皆さんには稲刈りにご苦労されているのではないかと心配しております。

私ごとになりますが、2期目6年目にきょうから入りました。初めて今回、一般質問でトップバッターを務めさせていただくことになりました。いささかの緊張どころか、大変緊張しておりますし、もう不安も山いっばいで、きのうからどうしようか、どうしようかと思いつつきょうを迎えてしまったのが実態でございます。多分、支離滅裂になるのではないかとこのふうに覚悟はしてまいりましたけれども、何とぞご理解いただきまして、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告によりまして、1番目に高齢者と障がい者が在宅で暮らすには、2つ目にまちづくり会社の立ち上げをの2つの質問を用意いたしましたので、始めさせていただきたいと思っております。

本町でも、高齢者向けのデイサービスやグループホームあるいは特別養護老人ホームといった施設がございます。また、元気な高齢者のためのサロンもございます。しかし、平成29年に介護保険が変わることによって、要支援1、2は介護保険から外されることとなります。また、要介護1、2の方も今までのように施設に入ることではできなくなり、毎日デイサービスにも行けないというのが実態になるのではないかと思います。ひとり暮らしや老老世帯だけでなく、家族が同居していても、なかなか家族介護というのは難しいというふうに考えております。

そういう高齢者に、町はどのようにして対応していかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 本町の場合、65歳以上の高齢者の方が今大体5,500名いらっしゃいます。そのうち、要介護認定を受けている方が7月末現在で976名、うち145名の方が要支援1、2の方でございます。

議員ご承知のように、地域における、医療介護総合確保推進法、また介護保険法といった改正によりまして、平成29年度から、先ほど言いました要支援1、2の方のいわゆる通所介護及び訪問介護、この部分が給付事業から、介護予防・日常生活支援総合事業と言われているものですが、移行することによりまして、介護保険から外れるというものではございませんけれども、今後の利用のあり方につきまして、町において独自の施策を考えなさいというのが今現状の課題となっているのが状況です。

今、平成27年度でございますけれども、団塊の世代が75歳に到達するであろうと言われている平成37年に向けて、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けるといった地域内の介護資源や医療資源を活用して、そして地域包括ケアシステムの構築をするということが平成37年度までに求められているものでございます。そのためにも、まず、先ほど言いました介護予防・日常生活支援総合事業のメニュー、そして体制づくりというのが必要になっているのが現状でございます。

この新しい総合事業というものは、実施主体は町でございますけれども、地域で生活する高齢者が気軽に利用できるような空間づくりを目指して、既存のデイサービス事業者等のみならず、シルバー人材センターやボランティアの方などによります自主的な活動組織の協力が必要不可欠であると。また、掃除とか買い物といった、いわゆる軽度の支援も必要な方に対して、こうした住民主体によるサ

ービス提供といったものも期待されておりまして、やはり地域が一丸となった上で介護予防につなげるというふうな狙いがございます。こうした多様なサービス提供ができればと考えているのが今の現状でございますが、全てのひとり暮らし、また老老世帯、要介護者といったものを網羅できる体制づくりというのはなかなか現状では進まない状況かなというのも課題の一つと考えています。

ただ、今思ってますのは、少しでもこういった全ての方を網羅できるようなシステムづくりにどう取り組むのか。地域の主体性や自主性、そして地域の特性に応じたシステムの構築といったものが求められておりますので、現在はその方向性を本当に模索しているというのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 介護にならないための施策というのを、今課長からお話をいただきました。

介護にならないようにするためというのは、非常にこれは大切なことだと思いますし、例えば90歳以上になっても、人によっては全く介護を必要としない人もいらっしゃると思います。ですけれども、65歳でも介護が必要な方もいらっしゃいます。人それぞれでいろいろとその段階もあると思いますし、年齢が何歳になったから介護が必要というものでもないと思います。

ですけれども、私が思ってますのは、在宅介護を推進するということになってきますと、どうしてもやはり誰かが、日中その目をかける人がいないといけないというのが状況ではないかと思います。もちろん今課長がおっしゃったように、介護にならないような元気なおじいちゃん、おばあちゃんは元気に体操に行っていたり散歩に行っていたりする、それも大切なことなんですけれども、もうちょっと介護が必要に進んだ場合には、やっぱり介護する人が働けるような条件をつくることが必要なのではないかとこのように考えます。

そのためにはどうかというと、小さい子どもさんに例えるのは申しわけないんですけれども、例えば女性の働く頻度、福井県では昔から女性が働くことは当たり前のようになってきました。本町でもゼロ歳から子どもさんは幼稚園で預かってもらえています。お母さんが働こうという意思があれば、働く環境は整っている、行政がその手助けとして幼稚園というのをゼロ歳から受け入れていただいているということがあります。これをお年寄りにもその手を広げる必要があるのではないかとこのように考えます。

現状のままでヘルパーさんとか地域の方が一定時間ごとに巡回して高齢者を見回って歩くのでは効率も悪いですし、高齢者というのはいつ何どき急変するかわかりません。急変したときに一定の時間、例えばヘルパーさんとか地域の方が見回りをした直後に急変したという場合は、次、1時間後とか2時間後にしか見に来てもらえない。その間は、どういう状態にあっても放置されたような状況になってしまうのではないかというふうに考えられます。

いつでも誰かの目が届くような体制が必要だというふうに考えますけれども、行政としてはそういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほど議員おっしゃった在宅介護を進める上で、高齢者のための幼い園的な施設というものが大変重要であるというのは思っております。

今議員がおっしゃっているのは宅老所的な施設ということかなと思うんですけども、この宅老所というのは、昔はそういう呼び名、実は宅老所は法律の規定の施設ではないというのが現状でございます。今の状況でいきますと、介護保険施設の中でもデイサービスセンターと小規模な有料老人ホームといったものを組み合わせた形態であって、今、永平寺町の鳴鹿山鹿地区にございます小規模多機能ほっこりさんみたいなところが、どちらかという宅老所的な施設かなと思っております。

この宅老所につきましては、基本的には認知症対応型の施設でございまして、原則と申しますか、あくまで要介護を持っていなければ利用できないというのが現状でございます。本来でいけば、介護を持ってなくてもそういう人たちが気心知れた人たちと家庭的な雰囲気の中で日中生活できるという場所が、逆に介護される側としても負担が少ないというふうに言われてます。

ただ、こうした宅老所的なものでございますけれども、預かるといった場合には当然介助とか介護といった、やはりある程度資格と申しますか、知識を持っている方の人材の配置、また応急時の対応。簡単に言ってしまうと、介護保険事業所とある程度そうした人員配置、設置基準を満たすような施設でないとなかなか宅老所は難しいかなと。地域の皆様にご協力いただいて運営してます地域ふれあいサロンの延長というわけにはなかなかいかないのではないかな。

ただ、健康な人でも介護サービスを受けている人でも利用できる、誰かの目が届くような体制というのが、簡単に言えば介護予防拠点施設的な施設。町とし

でもこうした総合事業の実施に当たりまして、そうした介護を持たない人でも使えるようなこうした施設づくりについては、町としても支援をしていくような方向性でいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

前向きに考えていただければ、多分、要介護、要支援でないお年寄りでも、ひとりで家にいるのはちょっと心もとない方がそういった施設を利用することができれば、家族で介護する場合にも安心して働きに行けるかなというふうに思いますので、やっぱりそういった安心感、この永平寺町に住んでの安心感というのが町民全体に対して必要なことだというふうに私は考えております。

高齢者と同じように、もう一つ考えていかなければいけないと思いますのが、障がい者の問題があります。

本町には、障がい者向けの施設も障がい者が働く授産施設もございません。近隣のまちにあります施設を利用しているのが現状というふうに認識していますが、このままの状況でいいのかなというふうに考えておりますので、今後、障がい者に向けてどういうふうに町はお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、町内には、重度の障がい児の日中一時支援の事業所、松岡駅前にごございます事業所さん。また、あそこは重度の障がい児の放課後デイサービス事業所という形でもしてございます。あと、障がいのある方を対象とした生活介護につきましては、基準該当で2事業所、町内にはございます。

ただ、就労に向けた施設、いわゆる就労のA型とかB型とかそういったものにつきましては、町内にないために、施設とか全てを町外の事業所をお願いしているのが現状です。以前、町内の方でも、実は就労のB型を目指してその施設づくりに取り組んでいただいた方がいらっしゃいますけれども、やはり人員の配置、設備基準、そうしたものでなかなかその設置の困難性を痛感されたというふうな団体の方がいらっしゃいました。

障害者総合支援法が施行されまして、障がいのある方が地域で生活するというふうなことがこの法律の中でうたわれております。町内に、私としてもやはり障がい者の事業所の必要性というものは感じております。ただ、療養手帳とか精神

とか、またいわゆるそうした町外のところで地域活動支援センターとかをご利用されている方におきましては、事業所とか利用施設の変化になかなか同調できず、やはりその環境の変化に対応できないといったケースもあるというのも聞いてございます。

施設の設置に当たりましては、当然のごとく、やはりそのノウハウといったものが必要になります。町としては、こうした施設、本当に永平寺町内に現在ないものですから、こうしたところを設置していただけるような事業所さんのご相談等があれば、やはり先ほど言いました宅老所的な施設と同様、町としても支援の方向性で考えさせていただきたいというふうに思っている状況です。

以上です。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

実はどうしようか迷っていたことが一つありまして、言おうか言わないか、本当に本当に考えてたことがあります。といいますのは、本町内にありますNPO法人の一つで放課後に障がい児を預かってもらっているスマイルハートさんがあると思うんですけども、聞き及ぶところによりますと、専任の保健師さんとか看護師さんがいないために、介護保険制度が変わりますと運営をすることがちょっと難しくなるというふうな話を聞きました。せっかくある施設です。そしてそれを利用してらっしゃる方もいらっしゃいます。何とかして、せっかくある、今からまた新たにNPOを立ち上げようとする、これは本当に大変な労力が要ることは間違いないことなので、もしそういう資格者の問題だけで解決するのであれば、ほかに問題があればまたそれも解決していかないといけないとは思いますが、資格者がいないからということであれば、何とかしてその資格者を町のほうからでも協力いただいて存続できるようにしていただければというふうに考えております。

これはちょっと正直言いまして、一般質問の中で言おうか言わないでおこうか非常に私は迷っていたところなんですけれども、やはりどうしても本町内の中では障がい者に対する支援というのが若干、ほかの子育てとか高齢者の支援から比べますと薄いように感じましたので、やっぱりここにきて言わないといけないなというふうに思ったものですから、つけ加えて言わせていただきました。

といいますのは、実は先月、8月なんですけれども、私たち、私が入っております教育民生常任委員会は、米子市にあります社会福祉法人の地域（まち）でく

らす会というところへ視察に行きました。法人の目的は、高齢者や障がい者が自宅での暮らしを継続できるような支援の仕組みをつくることというのが目的になっておりました。職員の目標は、対人援助の基礎、受容、共感、傾聴等を身につけること。そして利用するのは、空き家を借家として利用し、障がい者生活介護——重度の障がい者向けですね——それから通所、障がい者就労継続B型、軽度の障がい者の通所支援、それから共同介護住宅、高齢者でも障がい者でも入居できるもの、デイサービス、認知症グループホーム、元は宅老所というものを運営している施設を見てまいりました。本町でも、高齢者や障がい者のために通所施設の設立が不可欠だというふうに考えて見てきたのが事実でございます。でもそれは、今お話を伺ってきますと、これから準備段階に入っていくしか仕方がないのかなというふうに思いますけれども、何としても、この社会の弱者と言われていた方たちを守るためにも、ご尽力いただけたらというふうに思っております。

しかし、在宅福祉の広がりというのは、民間に丸投げするのでは到底何もできてこないというふうに思っております。県や市町がもっと積極的に力を注ぐべきだというふうには考えておりますけど、その点について、町長、お考えがございましたらお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 高齢者や障がい者の通所施設の設立というふうなご質問かと思えます。

今、在宅福祉を進める上で、先月末ですけれども、まずグループホームと小規模多機能の施設の募集を始めさせていただきました。まだ応募は9月なんですけれども、今はお知らせという形でさせていただいている状況でございます。これらの施設は一応平成29年4月までに開設していただきたいということで、今募集をかけたところでございます。

ただ、実は、障がいの方の施設というものについて募集をしているわけではございません。今ほどの視察に行かれた社会福祉法人さんですけれども、やはり在宅で高齢者も障がい者も、もう一つ大きく言えばお子様も、皆さんが集まったような施設づくりというふうなものはとても必要なものであり、本当にうちの町にもあったらいいなと言ったら変ですけれども、思っております。

ただ、先ほど言いました小規模多機能につきましては、実はいろんな法律の改正によりまして、介護を使う方だけではなくて障がい者の方も利用できるようにはなっている施設なんです。町といたしましては、こういった小規模多機能にお

きまして、事業者さんにもその障がいに向けた取り組みをしていただければというふうに思っています。

今ほど言いました町とか県、丸投げというわけではございませんけれども、いわゆる町といたしましては、本当に民間のお力をかりて、いろんな障がいとか介護のものにつきましては推進をさせていただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほどの答弁につけ加えまして、やはり介護予防、また在宅介護、こういったことは、まずは、例えば公民館活動とか仲間づくりとか、もちろん地域づくり、地域コミュニティの強化、そういったことが在宅介護の大きな助けにもなってくるのかなとも思っております。町としまして、障がい者の施設とかそういったのはどんどん支援していきたいと思っております。

そしてもう一つ、NPOの法人につきましても、今、町内でも立ち上がってきております。こういったNPO法人をどういった形で支援できるか、支援していくか、まだはっきりとした取り組みがないのも現状でございまして、そういったのをNPO設立支援とか、また、できたNPOをどういうふうに町と連携して応援しながら活動、活躍してもらうか、そういった取り組みも福祉課、またほかの課といろいろ協議しているところであります。

いずれにしましても、少子・高齢化を迎える、日本中そうなのですが、永平寺も当然、今28%の方が65歳以上、10年後には33%が65歳以上になる。やっぱり高齢化社会を迎えるに当たって、どういうふうに町で支えていくか、そういったことをしっかりと知恵を絞りながら進めていかなければならない、そういう思いを常に思って行政は福祉政策に取り組んでいるところであります。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

29年に介護保険が変わるということで、今すぐ福祉に関しましては過渡的なときが来ていて変化せざるを得ない時期だというふうに考えてます。この時期に、やっぱりいかにして、町の高齢者あるいは障がい者、介護を必要とする人、あるいは介護を必要としなくてもひとりで暮らすには心もとない人、この人たちをどうやって守っていくかというのが非常に重要な問題になってくると思います。ある意味、高齢者のシェアハウスというのも必要になってくるのではないかと

などというふうにも考えております。

といいますのは、やはりヘルパーさんが一軒一軒回っているよりも、1軒のうちに3人でも4人でも高齢者の方が共同で暮らしていらっしゃれば、そこへ1軒行くだけで3人分、4人分に目が届くことになります。他人さんで、知り合いの方とか仲のいい方、一緒に暮らしてもいいなと思っている方がいらっしゃれば、そういった方を1軒の家に集めて、集めてという言い方は失礼なのかもしれませんが、共同で生活していただいて、ヘルパーさんが1日に1回しか行けなかったのが3回行けるようになる。これは非常に目が届くようになるという一つの方法でもあるというふうにも考えます。そういったことも含めまして、29年に向けていろいろな方策を考えていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思っております。

2つ目は、まちづくり会社の立ち上げをですが、これは質問というよりは提案というふうにお考えいただいたほうがいいのかというふうに思っております。

まちづくり会社ってどういうふうにしたらいいのかと私の頭の中で考えてもよくわからなかったものですから、実はインターネットを使いましてまちづくり会社というのを調べてみますと、岩手県の紫波町で循環型まちづくりというのがヒットしてきました。今の暮らしを見直し、変えていくことが大切であるという思いを込めて、今の環境を保全し、創造し、100年後の子どもたちに確実に引き継ぐことを目標としています。行政と住民が一体となったものであります。

県内にも、福井市にはまちづくり福井株式会社というのと、大野市に株式会社結のまち越前おおのなどが既に活動をしておりました。ただ、残念なのは、結のまち越前おおのは商工会が母体になっておりまして、情報の発信とかお土産品、特産品を売るというのが主体になってました。まちづくり福井のほうにつきましては、駅前の活性化を中心としたもので、フェイスブックを中心にした活動というんですかね、がそういうふうになっておりました。

そこで、一番最初に戻りますけれども、その紫波町というのを調べてまいりました。その中には、「資源循環」のまちづくり、「環境創造」のまちづくり、「環境学習」のまちづくり、「交流」によるまちづくりということで四本柱ができておりました。これはやはり考えてみますと、人間が生活する中で何が一番大切なのか、今あるものをより一層大切にして後世に残すという循環型、ぷつと切れるのではなくて、ぐるぐるぐるぐる回して100年後の子どもたちに伝えたい、こういう思いがかなっていないのではないかというふうに考えました。

そこで、本町においても今、この先いろいろなことが予定されております。例えば、行政が物販的なことをしても、収益を上げることは非常に難しいのではないかと考えております。平成30年に開催される国体でもいろいろな商品、グッズ等が販売されるのではないかと思います。例えばですけれども、国体用のポロシャツもその一つではないかと思っております。国体用のグッズやポロシャツの販売、あるいはふるさと納税を推進するに当たり返礼品の発送というのもあると思います。それから大燈籠ながしでは、旅行会社への対応、灯籠や棧敷席の販売などそういう、行政ではできないと言うとおかしいんですけど、行政が目的としていないけれども、必ずまちづくりのためになるような総合商社というのを立ち上げてはどうかというふうに考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） それでは、お答えをさせていただきます。

まちづくり会社は、近年、まちづくり、地域づくりの新たな担い手として全国で設立がされてきました。平成23年度の国土交通省の調査によりますと、全国で134のまちづくり株式会社が設立されております。設立されているまちづくり会社の事業内容につきましては、公共施設の管理、店舗の運営、イベントの企画運営、地域特産物の開発販売、人材育成などが多いような感じでございます。

先ほど議員仰せられましたオガール紫波株式会社につきましては、ここは岩手県の紫波町で人口3万2,000人の町でございますが、町が最初に出資して会社を設立しましたが、その後、資本金1,000万円で、そのうち、紫波町が39%、地元企業及び金融機関が残りを出資しております。事業内容としましては、各種コンサルタント業務、公共施設の設計管理運営、イベント企画運営、チケット販売まで手がけております。行政では担いにくい、手が届かないまちづくり業務と事業収益を組み合わせまして少ない経費で大きな成果を上げ、地域にサービスの質として還元しております。

町としましても、まちづくりの担い手の多様化を図り、効率的、効果的に永平寺町の魅力を、地域力を磨いていくため、まちづくり株式会社の設立に向け、どのような規模、形態がよいのか、金融機関や各種団体等を巻き込みながら事業計画を検討してまいりたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） すごく前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございます。

私、これを言ったときに、今さらそんなもんつくったって、いろいろな団体あるんやからどうするつもりやっていう回答が来るのかなと思ってちょっと内心どきどきしてたんですけども。

絶対、今課長がおっしゃってましたように、いろんなことを手がける上で、役場の職員さんだけでは本当に手が回らないことってたくさんあると思います。例えば九頭竜フェスティバルのときに町長がおっしゃってました、草刈り業務というのを役場の職員がやってるんでは、1日3万5,000円の費用をかけて草刈りをやっているんでは何してるんやとおっしゃったことがあります。それと同じようなことがいろいろなところでは出てくるのではないかというふうに考えます。やはり民間が動けるところは民間にやってもらったほうがいいですし、小回りのきくのも民間だと思いますし、そしてお金をもうけることができるのも民間だというふうに思っております。

例えば灯籠流し一つにしましても、旅行会社を使うのであれば、灯籠と、それから栈敷席の券と、それとお弁当と駐車券との4つを包括的にすれば収益は上がります。1個ずつ売ってれば1,500円なり1,000円なり2,500円という単品の商品ですけども、そこに駐車料金という値段のわからないものが入ってくるわけですから収益って出ますよね。今まで多分、駐車料金って取ってなかったと思うんです、バスが入ってきても、乗用車が入ってきても。それは、せっかく来ていただいて、当節、どこへ行っても、病院に診察に行っても駐車料金がかかる時代になったんですから、駐車料金も含めて考えればいい。それをできるのは何かといったら、今のまちづくり会社ではないかというふうに考えておりましたので、一生懸命この説明をしようと思って私が用意してきたのがこれだったんですから、やっときのうの夜調べたことなので今申しあげましたけれども、もう既に課長はよくご存じだったんでちょっと安心しました。本当にうれしく思っております。

そのまちづくり会社を設立すれば、さっき軽い障がいの方の働く場所がないというところがありましたけれども、軽い障がいであればそういうところで雇用することも可能ではないかと思います。例えば極端な話、まだ具体的に決定したというふうに聞いているわけではありませんけれども、旧織物会館ができ上がってそこにカフェができたとすれば、そこでちょっとカフェのお手伝いをしていただくこともできるであろうし、例えば国体用のグッズをくださいというちょっとした販売、そういったことも、軽い障がいであればできるのではないかというふう

に考えます。そうしていくことによって障がい者にとっても働く場所ができ、働く意欲につながるのではないかというふうに考えます。ぜひともこのまちづくり会社というのを積極的に進めていただきまして、総合的な事業展開ができるような組織というのを構築していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

もし答弁がありましたら。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まちづくり会社につきましては、おっしゃるとおり、行政がなかなか手をつけにくいといいますか、そういったところを会社でまちづくりをしていただくという仕組みです。

今、先進的なまち、成功しているところもあれば解散してしまったというところもございます。例えば、今町で思っていたのが、空き家がこれからふえてきます。こういった空き家を、そういったまちづくり会社がまとめていただいて運営していただくとか——これはあくまでもまだ僕の今の思いなんです——していければなという、行政が運営していく中で、こういったのはこういうふうにしたらいいなとか、そういった課題がいっぱいありますけれども、なかなか行政だからできないというところもあります。

この株式会社のもう一ついいところは、町内の人の雇用にもつながって、働きながらまちを盛り上げていただけるという一つのメリットがございますので、今簡単に。これも難しい仕組みがあります。そしてやはり利益が出て、それでまた町内の人の雇用につなげていただくとか、そういったしっかりとした計画というか、そういったこと。もう一つは、あれもこれも、これもあれもとやっけてしまいますと、何をしている会社か、ぼやけて浅くなってしまいますので、今、永平寺町でどういったことがまずまちづくり会社を通してできるか、そしてその中でその会社がいろいろと、次はこれもやってみたいとかあれもやってみたいとかという広がりを見せていけるような会社になればいいなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、これは今いいと言ってすぐ取りかかるのではなく、調査、研究をしっかりさせていただいて、この永平寺町でいけるとなりましたら、また皆様にいろいろご相談しながら進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（川崎直文君） 16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

町長からも前向きなご発言をいただきましたので、私の一般質問、これで終了させていただきますと思います。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、11番、齋藤君の質問を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 私は、4件の質問を通告してございます。回答のできる範囲でお答えくださいますようお願いをいたします。

まず最初に、公共施設の再編計画についてであります。

先般、公共施設の再編計画中間報告が議会に提示されました。これは町の基本方針により示されたものだと思っております。議会においても、これをもとに現在の状況等を把握し、特別委員会において議論を進めているところであります。

さて、この公共施設の再編計画について、その目的というか、その趣旨、基本的な方針について、いま一度改めてお伺いをいたします。また、この計画に学校等の教育関連施設が除かれていますが、その理由もあわせてお尋ねをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 計画の目的、趣旨ということでございますけれども、この公共施設再編の計画の趣旨といたしましては、中間報告でお示しいたしました57施設を、今後、最適な状態で利活用、維持管理することを目的に再編するものでございます。

その目的を大別いたしますと、1つ目は施設の管理手法の見直し、2つ目が施設の効率的な利用、財政負担の軽減、将来の新たな行政需要に対応するための機能の集約を含めた施設の再編というような2点でございます。公共施設をこれまでのように維持管理していただくだけではなく、行政の経営資源として有効活用を図るため、再編計画を策定するものでございます。

もう1点お尋ねの今回の中間報告では学校等を対象としていなかったということでございますけれども、将来的にはといいますか、学校あるいは幼稚園等も公共施設の今後の再編といいますか、計画を立てていかなければならないということでございましたけれども、非常に大きな課題あるいは地域のご意見等々もお聞きしなければいけませんので、今回、中間報告としてさせていただいたのは、それ以外の今お示しました57施設を対象とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） もしこのまま現状のとおりそれぞれの施設を維持していくとするならば、その財政負担はどれくらいになるのか。もし試算をされているならばお示しをいただきたいと思っています。例えば経常的な経費、維持をしていくための1年間の経費、また特別経費として耐震、解体等の概算費用、これを試算されているならばお示しをいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） この公共施設における維持管理経費でまず申し上げますと、地代を含む維持管理経費でございますが、平成26年度の決算において、先ほど申し上げました57施設合わせまして1億6,419万6,000円となります。参考までに、学校や幼稚園等々も含めた115施設全体では6億1,537万1,000円となっております。これは26年度決算の数値でございます。再編計画におきまして、中間報告でお示しいたしましたような機能集約でありますとか管理委託といったものを行った場合、約1,500万円の年間維持経費が削減できるのではないかなというふうな見込みを今思っております。

ただ一方で、老朽化等による改修や新たな整備等、そういったことを考えますと、今後約6億円程度の支出もまた見込まれております。ただ、この改修等につきましては、財政状況を勘案しながら優先順位をつけて計画的に進めていかなければならないと考えております。

ちなみに、耐震補強の必要な施設もございます。参考までに申し上げますと、例えば松岡の公民館でありますと、耐震補強だけの概算としては約5,000万円ぐらいかなと、あるいは上志比支所につきましては、耐震補強だけのことを見ますと約8,700万ぐらいかなというふうなことで見込んでおります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 町として公共施設の再編は、地域の住民との話し合いにより理解を求め、進めるというようなことを聞いております。大変重要なことであり大切なことだと思います。町としての基本方針をはっきり持ち、それをもとに進めることが必要であると思います。

監査委員さんの意見にもありましたとおり、地域にとって本当に必要なのかどうか、合併して10年、永平寺町にとって必要な福祉、文化、教育、体育、防災等、それぞれの施設のあり方、必要な設置数等々などを十分に検討し、将来

のお荷物、財政圧迫とならないような思い切った再編をお願い申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 仰せのとおり、今だけの当面の話だけではなくて、将来を見据えた形での計画が必要だというふうに考えております。

ちなみに、申しあげました57施設の約50%が築30年を超えております。これが10年後には65%、20年後には95%が30年を超えるというような状況でございます。

また、先ほどからも話題となっておりますが、人口減少というような課題もございます。町の人口といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計等によりますと、30年後といえますか2040年、平成50年には1万7,325人というような推計が出ております。現在よりも約2,000人から3,000人減少するというふうな状況です。そういった将来的なことも考えながら取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 次に、ちょっと町長にお尋ねをいたします。

町長は議員時代から、旧上志比小学校の体育館、何らかの再利用ができないかと考えておられました。今、その計画は本当にお持ちなのかどうか。もし計画があるとすれば、いつごろから着手をされ、利用ができるようになるのか。冬の時期や雨天時におけるスポーツ施設、恐らく町民の多くは待ち望んでいるのではないのでしょうか。ぜひとも前向きな具体的な計画をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 清水の旧小学校の体育館の件でございますが、私もいろいろなスポーツ等に参加させていただいて、やはり冬場、また雨が降ったときの地域の皆さんの交流の場という需要が、ニーズが物すごくあるというのは実感しております。そしてもう一つ、野球とかサッカー、スポーツ少年の皆さんも常日ごろからそういった雨の日でも練習ができる場所がないのかというのを探して町外で借りているというお話も聞いております。あの体育館ですが、何とか冬、雨の降ったときでも屋内運動施設に使えるらなという思いが今あります。

ただ、いつするか、その計画につきましては、やはり優先順位というものをつけさせていただきまして、まずしなければいけない、そういったことから順番に

進めさせていただきたいと思います。その点につきましては、計画ができて、順番についてはまた議会のほうにもお示ししながら、皆様のご意見をお聞きして進めさせていただきたいと思いますので、その点ご理解ください。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 財政的なこともあろうかと思いますが、待っている町民のために、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に2問目です。協議会等の補助金についてお伺いをいたします。

それぞれ設置目的に沿って町からの補助金が適切に使われているのかどうかです。町にはいろんな各種の協議会等があります。この協議会の多くは、事務局を町が抱え、職員がこれにかかわり、本来の職員の業務に支障を来しているのではないのでしょうか、どうでしょうか。これでいいのでしょうか。

そして、町からの補助金等が協議会の設置目的に沿って適切に使われているのかどうか、その状況はどのように把握されているのか、お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 昨年度でございますけれども、行政改革大綱の実施計画に基づきまして、各種団体等への補助金について、公益性でありますとか必要性、有効性等を精査いたしまして、補助金交付の適正化に向けた見直しを行わせていただきました。各団体ともお話をさせていただきながら、今後の方向性といえますか考え方を取りまとめたところでございます。

ちなみに申し上げますと、対象団体数でございますが、60団体について検討いたしまして、そのうち31団体につきましては、他市町との比較でありますとか事業費用の見直しあるいは繰越金の額などから補助額削減の方向で見直しを行わせていただきましたし、うち7団体につきましては、活動の休止とか、補助の妥当性から全額削減とさせていただきました。なお、今後の活動に期待をするもの等につきましては、拡大という方向性も出させていただいております。

また、60団体中、町が事務局を担っているという団体は、体育振興会でありますとか老人会あるいは子ども会育成連合会などの19団体でございます。行政主導で立ち上げたという経緯もございまして、今日においても行政が事務局を抱えているものでございます。しかし、本来の姿といたしましては、自主的、自立的な活動が望まれるところでございますので、事務局についてもみずから運営していただく方向で進んでいく必要があると考えております。

なお、それぞれの団体におきましては、団体の規約に基づき、その目的に沿っ

た活動を展開し、会計監査を経て、総会において報告、承認という形をとっていると認識をしております。それぞれの団体の活動内容あるいは経理内容につきましては各所管課で把握をし、補助金が適切に使われているかどうかについても指導、助言をしているところでございます。

また、団体への補助金につきましては、運営補助から事業補助への転換を図ってきたところでありますし、今後もその適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 規則もなく役員は買い切り、補助金だけを受け取るための協議会、会計の監査の制度もなく適切に使っているのか。また、年度末には予算を消化するだけの事業と。このような協議会はあってはならないし、ないと思いますが、協議会等の事務指導、監査体制、それぞれ把握している所管課では、どのような方法、どのような状況でやられているのですか。職員が事務局を兼務しているため、そもそもになっているのではないのでしょうか、どうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 個々の団体について、申しわけございません。財政課のほうで詳細な把握はしておりませんが、その団体に監査委員というのが基本的にはいらっしゃいますので、それぞれの団体でそれぞれの会費を集めて活動をされている団体でございますので、その団体の中の監査がなされて、それを総会に報告すると、承認を受けるというような形であるというふうに、先ほども言いましたが、認識をしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 町が補助金を出しているわけでございますので、その団体の事務指導監査が適切に運用をされているか。それは所管課で行われていると思いますが、どういう形でされているのか。やっているのかやらないのかというのは財政課長のほうではわからないかと思うんですけど、今後またそれを一遍詳しく。わかるようであればお答えしていただければ結構ですけど。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 私どものほうで事務指導監査を実際にやっております。

す。いろんな団体、今ほど財政課長のほうからございましたとおり、町子ども会連合会とか町体協、町体育振興会等々は、やはり内情をよく理解しております事務職員が指導いたしまして、監査の席上に立ち会いまして監査を行っているのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） これ大小にかかわらず、町が補助を出している団体につきましては、この事務指導監査、適切に補助金が使われているか、運営がされているかというのは、やはりこれは定期的にすべきだと思っております。

町内には、一生懸命に事業を実施し、立派に活動されている協議会、団体等が数多く見られます。財政が厳しいかとは思いますが、一度に一律に減額することなく、活発に活動をされている団体、また現状の補助対象を継続すべきだと思いますが、いかがでしょうか。町民の利益、福祉の向上等につながる組織であるなら、一部の人だけのものなのか、その必要性をいま一度精査し、調査されることも必要なのではないのでしょうか。もう一度改めてお考えをお聞きいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補助金につきましては、今ほど議員おっしゃられたとおり、一律カットをすとか、そういった乱暴なことはだめだと思っております。一つ一つの団体の取り組み状況とか、またそれも永平寺町役場の補助規定といいますか、そういったのをしっかり定めた上で、今年度は余り事業をしなかったという団体にはお話をして削減させていただくとか、次にこういった活動をしたい、もっと活発に行いたいというのは、そういうのはまた応援させていただくとか、そういった血の通った取り組みといいますか、しっかりそういった取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） よろしく願いをいたします。

次に、3問目、道の駅の備品についてお伺いいたします。

道の駅の備品約2,000万、これは6月の補正予算で成立し、指定管理者も決定し、今さら何かと思われるかもしれませんが、この備品の購入費用、公共の施設であるということから全て町費で賄います。つまり、町民の血税で購入するものであります。そのことから疑問点をいま一度お尋ねいたします。よろしく願いをいたします。

去る6月の予算審議においても質疑をいたしましたが、施設の規模やほかの道

の駅等々、また集客の見込み数等々を考慮し予算に計上されたものかどうかであります。予算成立後、一度検討をされ、その報告がありました。何も見えてきません。指定管理者が望む、そのもの全てそのとおりに予算化されたのではないのでしょうか。指定管理者が決定前にこの備品購入について協議されたのではないと思いますが、また絶対にあってはならないことでもあります。そのことから、指定管理者が決定後において、この9月に補正予算を計上すべきであったのではないのでしょうか。

なぜこれだけの高額な備品が本当に必要なのかどうか、どうして必要と思われたのかどうか、少しでも節約するお気持ちが無かったのかどうか、予算作成に当たった根拠をいま一度お伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 道の駅の備品につきましては、飲食部門で町が無償で貸与する備品のうち、施設の規模、そういったことに合わせまして、冷蔵庫、シンク、食器洗浄機等、その他の厨房備品につきましては、建物に付随する設備として機能を十分発揮するというので、町のほうでそういった施設の規模等を考慮して決定しております。

また、その他のPOSレジシステムとかそういったシステムにつきましても、飲食コーナーだけではなく、物販コーナー等での連携を図りながら在庫管理ですとか売上管理、顧客管理あるいは人件費の削減等で指定管理料を抑えることができるというようなことから管理運営上必要なものであるというふうに精査して決定しております。また、改めてほかの道の駅、西山公園ですとか一乗谷あさくら水の駅、パークイン丹生ヶ丘、九頭竜など、県内の利用者の多い少ないはあると思いますけれども、そういったところで確認、聞き取りをしております。

そういったPOSレジシステムの導入をしておりますし、券売機につきましては、幾つかのメーカーもこちらで調査させていただきながら、タッチパネル式とボタン式という形の中で、本体金額につきましてはほとんど差がないということで、タッチパネル式の場合にはメニューの変更が容易であるとか年間の保守点検料が安価であると、あるいはサイドメニュー等で客単価の増加が見込めるといったようなことも含めまして導入しているところでございます。

指定管理者につきましては、町が有償で貸与するというような備品、厨房備品、料理器具等につきまして、地域性とか独自性を生かしながら、それそのものがメニューというか商品につながる、つくるというようなことで収益を上げるための

備品ということで、これにつきましては貸付料を徴収するというで考えております。そういったことも含めまして総合的に考えまして、いずれの備品も町にとりまして、地元の食材を利用しましてさまざまな食を提供するといったこと、あるいは町民の皆様へ憩いの場を提供し効率的な管理運営をしていただくという意味でもどうしても必要な備品だということで考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） それぞれの備品、その一部を個々に見てみると何か不自然な点があります。今ほどの自動券売機の約300万円です。私が間違ってるのかどうか知りませんが、私が調べたところ、標準タイプで60万から80万、予算にある高額紙幣の対応型でも約200万。本来、普通の予算計上は、一般的には標準タイプで計上すべきではないでしょうか。どなたかの言うとおりに計上されたのではと思われても、おかしくないのではないのでしょうか。

所管課において必要と考え、再度、所管課において必要と考え要求されたのかどうかお伺いいたします。また、財政課において予算を査定する段階でどうだったのですか。非常に疑問でございます。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 券売機につきましては、こちらのメーカー等の聞き取りあるいは調査では、今こちらが要求している中には保守点検料も含めた金額ということで、本体価格につきましても、標準タイプのボタン式とかそういった形で比較してもほとんど変わらない。ただ、POSレジシステムとの連動といったことも含めて考慮して、町のほうで必要であるということで決定をしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 予算査定の段階でどうだったかということでございますので、お答えを申し上げます。

査定のときに、何度もこの内容につきましては財政の立場からいろいろ、本当に必要があるのか、あるいはこれが妥当なのかというようなことは投げかけました。一度は持ち帰って、もう一度検討していただいて再度提出をしていただくというような作業を何度も繰り返して、原課からも説明ということで、必要であるということで予算化をさせていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） また、この備品のいろんな機械化について、人件費が節約されるというお答えがありました。どれくらいの人件費の節約になるのでしょうか。その人員はつかんでおりますかどうか。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今、券売機あるいはPOSレジシステム等に係る人件費につきましては、アルバイトあるいはパート1名ないし2名分ということで、券売機の金額分、保存修理点検委託料を差し引きますとパート1人分に相当するものと考えております。また、POSレジシステムを導入することによって、売上管理ですとか顧客管理、在庫管理といったことを人が行うに当たってはそれぞれいろいろな人為的なミスもあるかと思えますし、そういった意味でも十分人件費の削減につながるということで考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） このほかの備品の中の産直システムの約242万円でございます。地域の個人の農家が小遣い稼ぎと待ち望んでおります。高齢者が多いこのような農家にこのシステムが本当に必要なのでしょうか。

JAのれんげの里、また福井市の喜ね舎ではこういう制度を取り入れているのでしょうか、どうでしょうか。この小規模な道の駅に果たして必要なのでしょうか。業務を開始してから、その後の状況を見てからでも遅くはないのではないのでしょうか。また、このシステムの導入は、最初から所管課において必要であるということを考えて計上されていたのかどうかです。

そのほか、電気自動製麺ゆで器です。89万円。駅の立ち食いそば屋さん、また1日に何食も出るそば屋の専門店、その状況等を調査されてこの道の駅に必要と思われて計上されたのですか。厨房関係の備品、ITでオール電化、大型の冷蔵庫等々、お隣の禅の里温泉内の厨房関係の設備、備品と比較し考慮され、計上されたのか、どうですか。これだけの電気製品、年間の電気の使用料等の試算は十分にされているのですか、どうでしょうか。本当に節約を考えているのですか、疑問です。所見をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 産直システムにつきましては、生産者の方にそういったシステムを利用していただく、それでそういった在庫管理システムを導入してス

ムーズに納入していただく、出荷していただくというふうなことで、これにつきましては今回の9月の広報紙にも記載させていただきましたけれども、出荷者の協議会、仮称でありますけれども、出荷者に対しての説明会を予定しております。その中でシステムの説明もさせていただき、システムそのものにつきましてはそんなに難しいものではないというふうに感じておりますし、そういった複数、多数の出荷者の売り上げを管理するという意味では大変必要な備品であるというふうに考えております。

また、福井市の喜ね舎、れんげの里ですか、といったところで導入しているかどうかということですが、福井市とれんげの里の状況についてはちょっと把握しておりませんが、町の道の駅として備品としては大変必要なものだというふうに考えております。

製麺ゆで器につきましても最初から人数を想定してという話ですが、指定管理者においてそのメニューを考える上で、そういった麺類等を食として提供していきたい、その中に永平寺町らしいものを、あるいはトッピングしていろいろなメニューを考えていきたいといった提案の中で必要な備品であるというふうに考えておりますし、禅の里との比較でございますが、道の駅そのものの厨房につきましてはドライ厨房ということで、清潔、衛生面を考えまして、そういった厨房の施設を計画しております。そういった中で当然必要になってくる備品だということで、禅の里との比較につきましては、禅の里と道の駅ではそれぞれ利用者の客層と異なりますか利用目的も違ってきますし、そういった面ではいろいろなすみ分けの中で今後共存共栄していくという形でのことを考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 先ほど機械化等による人件費の節約ということで、1人ないし2人が節約できるというふうなお答えをいただきました。

この施設は公共の地域振興の施設、その施設ならば地域での雇用の拡充も図るべきではないでしょうか。そういうふうなことは考えなかったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 地域の雇用につきましては、今後また指定管理者が従業員の募集ですとかパート、アルバイトの募集といったようなことで、次の広報紙なんかも使いまして募集をする予定でおります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 予算は成立し、今さら何をと思っておられるかと思いますが、予算の執行権は町でございませう。町民の血税を使うとの認識、そしてこの施設の規模、そしてほかの道の駅の設備等々、また計画をされている集客の見込み数、その数等々を考え、本当の必要性、利用者の利便性、このことを十分に考慮し、再度この備品の導入に当たっては、町の基本方針のもと見直しをされたり、また開業後における状況を見ながらの導入等、指定管理者との間で再検討されんことを要望しますが、このご返答はいただけますか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このPOSレジシステムにつきましては、今ほど建設課長からありました、いろいろな道の駅も導入しているというのと、もう一つ、券売機だけでなしに農産物の販売とか全て直結して、会計上、一つのレジといいますか、パソコンといいますか、そこで全部集計して売り上げとかそういったのがわかる仕組みです。それによりまして、今ちょっと聞いているところによりまして、経理のところでも、アルバイトと合わせまして半分以下の人件費で済むのではないかと、そういったのも聞いております。人件費につきましては、1年間にかかる人件費ですけれども、今回5年間の契約ということで、5年分見れば指定管理料も抑えることに反映できるかなというのも思っております。

そしてもう一つ、地元の雇用という面では、やはりこの道の駅、そして禅の里温泉が一人でも多くの方でにぎわって、もうかる施設になっていくことによって新たな雇用が生まれてくるとも思っております。今、禅の里温泉も年間9万人の多くの方でにぎわっていただいております。道の駅と禅の里温泉の相乗効果、こういったことも非常に期待しながら、もうかる施設になって雇用も生まれて、そして指定管理料も安くしていただく、こういった好循環が生まれればいいなど、そういうふうにも思っております。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 1人の議員のたわ言として聞き流すか、また再度精査、検討するかは理事者側の判断にお任せし、次の質問に移ります。

監査体制の強化を望むというものでございませう。

今の町の監査体制、私は2年間の監査経験から、これを改善し強い体制づくりを望むものです。現状の監査体制では本当の監査は十分にはできないと思っております。

ほかの町のことは関係なく、永平寺町独自の監査体制をつくるべきだと思います。

本来ならば、事務局の独立、また常勤の監査委員の設置ということが望ましいことではありますが、これは難しいと思われます。

そこで、事前監査をするための体制づくり、監査専門職員の配置、一部兼務でも可能ですが、これができないかであります。そして次に、現行の例月監査、約3時間程度、半日だけです。これだけでは十分には監査ができないと思います。せめて月2ないし3日間の監査体制ができないかであります。監査体制の強化を図ることにより、今回の水道事業の返還金の件、また税の不納欠損処分、また課税ミス等々の問題、また先ほどの質問での協議会等の補助金の会計監査体制の強化、このことが図られると思います。

監査委員としての仕事は大変幅広く、重く、多いものであります。そして限りもありません。そして、監査委員に責任を持たせるためにも監査委員の報酬を増額すべきだと思いますが、どうでしょうか。

今回提出されました26年度決算、これによると物件費が約12億、昨年度は10億。節約どころか伸びています。監査体制を強化することにより、例えば仮に物件費の1%を節約したとすると約1,200万円の財源、常勤の職員給与2人分以上です。

監査の体制強化、町としては余りにも好まないかもしれませんが、町民の血税、正しく公平に、そして町民の福祉向上に必ずやつながるものと思います。町長の前向きのお答えを期待しております。いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 前向きに答弁させていただきます。

私、この職につきましてから、監査委員さんの重要性というのを本当に目の当たりにしております。議会からのご指摘、また財政課とかそういった指摘とは違った視点での見方といいますか、指摘を受ける中で、監査委員さんにはもっとチェックをしてほしいなという気持ちで今いっぱいです。

今、永平寺町では、例月出納検査が半日を毎月12回、そして決算審査が7日間、その他の監査ということで、行政聞き取り調査が4月に1日だけで423事業を見ていただいているというのが現状です。やはりこの業務監査といいますか、こういった監査の充実を、監査事務局さん、もちろん監査委員さんと一度お話しさせていただいて、監査機能の強化について積極的にお願いしていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） ぜひとも、この監査体制の強化についてはご検討されんことをお願いを申し上げます。

さて、今回も議員として、責務として、地域における町民の対話を通じ質問をいたしました。理事者の皆さんは、町のため、町民の安全、安心のために力を尽くすものであります。それぞれの立場で町勢の発展に尽くしていきたいと思いをもち、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。11時30分より再開いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今回の9月議会の一般質問といたしまして、2問一般質問を通告させていただきました。1つ目は行政が主体で取り組むまちづくり、2つ目はコミュニティバス運用再計画はといたしまして一般質問の通告をさせていただきました。

先月、8月10日、11日と、総務常任委員会で富山県の小矢部市と黒部市へ視察研修をさせていただきました。視察研修の目的は、まず小矢部市は、7月にオープンしましたアウトレットモール誘致に至るまでの経緯、それを研修させていただきました。また、黒部市は、コミュニティバスの取り組み状況と題しまして研修をいたしました。

それで、第1問目の質問でございますけれども、小矢部市の行政はどのような目的でこの産業団地造成をしたのかという観点から研修をさせていただいたところでございます。

まず、小矢部市の最重要課題といたしまして、昭和61年を境に人口がピークで、今現在減少に至っていると。そういった人口減少の問題を一つ抱えていると。

1つ目には、定住に向けた波が必要だというような、そういった行政の取り組みが必要ではなかろうかということで、都市としての魅力、安全、安心で日常に充実感ある都市づくりというようなことで取り組んだということでございます。

また、2つ目には、市民の意見の把握をさせていただいたところ、やはり商業の振興、にぎわい、また雇用の創出と、そういった大きな課題、これらの重要な課題を持って行政が主体となって取り組むまちづくり、おやべ夢構想と題しまして、おやべ夢構想の中で8つの構想を打ち出したということでございます。その中に、一つは癒しの観光ゾーンとか、また一つはメルヘンの街おやべとか。小矢部は、高速道路で走りますと、立派な早稲田大学の講堂とか、保育所でもそういった名のある建物、建築物が35もあるそうですね。そういったものを生かすまちづくりをしようと、取り組みをしようというようなこと。

3つ目には、これは昔の源平合戦のときですけれども、火牛の計というんですか、牛にたいまつをつけた合戦があった地区というようなことで、それも昔の伝承を掘り起こすというようなことで、それをそういう構想に描かれないかなと取り組みをし、また、4つ目には“縄文の里”構想と、そういった昔の構想を打ち出しております。

また、そこには寺院が29寺もまちの中に密集しているというようなことから、お寺とのそういったつながりでのまちづくりというんですか、老若男女でないですけれども、お年寄りさんもそういった経験を生かしながら、も含めたまちづくりをしようと、取り組みをしようというような構想がありました。

そして6つ目に、今のアウトレットモール、インターチェンジ、小矢部インターの近くに常にそういったショッピングを誘致して。北陸自動車道でいきますと、小矢部市がちょうど中心部に入るそうなんです。そういったところで、これはアウトレットモールには最も適している場所ではないんかなというようなことで構想を描いたということ。

また、7つ目には、車が常に通るような、そういった南北に交通の便をよくして流通をよくしようというようなこと。

8つ挙げたんですけれども、最後は総合ペットの施設誘致構想と。あそこは何かそういったペット類の、何というんか、インターでも道の駅でもそこにペットが入ってもいいし、またそこで遊べる。ペットの公園やね。そういったものをつくっていると。

こういったおやべ夢構想で、8つの中のこういう構想の中での一つの小矢部インター周辺のショッピングゾーンでの構想ということでのこのアウトレットの誘致をしたということで、小矢部市のインターチェンジ周辺に市内外、県外からの誘客を見込める大型商業施設、アウトレットモールを誘致し、この施設を核とし

たショッピングゾーンの整備と交流人口の拡大を目指したということでございますけれども、事業面積が16反ですか、15.6ヘクタール。それと、そこには57名の地権者の方がおられたというようなことで、その地権者の方たちのいろいろな問題点とかそういった課題とか、そういうようなこの誘致に至るまでの経緯を研修させていただいたと。

それと目的ですね。先ほども挙げました、人口減少だから定住するような波が、どうしたらこういうふうなまちづくりを構想できるかなというようなことで、そういう行政の熱意と市民の寛大なる理解をもってこういったことができたということでございますけれども、誘致に関しては、平成19年から取り組み、平成25年には開業事業者との合意を得たということですね。それと、27年の7月に、今年の7月ですか、オープンに至ったということでございます。

構想の産業団地の造成費でございますけれども、やはりかなりの予算が投じられたということで29億4,900万円が投じられ、またそれプラス公共施設整備費におきましても8億4,900万円を投じたということで、事業費総概算が37億9,800万円の多額の予算を投じた事業であったということでございます。

これらを研修させていただきまして、私たち研修を受けているときには、市と町とはまた違うことでしょうけれども、市も町もおんなじ課題を抱えているというようなことで、我が町永平寺町と重ね合わせまして、例えば永平寺の門前の開発事業、今、観光地という目的で大きな事業に取り組むことになっておりますわね。そこら辺も、例えば土産物屋さんがずっと軒並みにあると。そういったものの車の往路または駐車場の問題とか、いろいろな今までの課題があります。それをどのように解決したらいいかという、ぽっと思いついたのは、これは私だけのあれですけれども、アウトレットのような、平屋でもいいし、そういったものを門前の入り口に設けて。そういった中のもっと緩やかな、ゆったりとした、観光の物産展はそこにあって、こういうふうな。そこに入ってもらうのには、土産物屋さんの方々が皆さん入ってもらって投資をすると、そういった商売につながるというようなこともちょっとふらっと思った次第でございます。それがどうのこうのではありませんけれども。それと、やはり北インター周辺の企業誘致、こういったものもこれからのまちづくりの大きなビジョンにつながってくるというふうに思った次第でございます。

あわせまして、今、御陵地区においても話がございますハニー松岡店、これら

についてもいろいろな行政の取り組みの、行政は行政の中の事業者に対してのそういう基本的な説明とか、それは基本的。それを超えてまではできませんけれども、やはりまちづくりというのは、地域の方と行政がよく理解をし、またあるときは行政が引っ張っていく、またはそういった地元の方の意見を酌む、そういった気持ちがないといいまちづくりはできないというふうに私は思っているところがございます。

そういったところで、スーパーのことやらそういうふうなこともいろいろ、農業委員会のそういった話もあろうかと思えますけれども、これから取り組みというんではないですよ。私は今、ハニー松岡店のことを言ってるんではないんです。とにかくまちづくりとしまして、行政がもっと強くリーダーシップを持って取り入れていくというんですかね、そういったことがこれから今まで以上に必要ではなかろうかというふうに思っているところがございます。

いろいろな課題がこの小矢部市にもあったんですけれども、まず不満足度の結果、不満足やね、満足でなしに。不満を持っている、課題の1番目に何があったかといったら、やっぱり商業の振興だと。商業の振興だと。2番目にはやっぱり雇用の拡大をしてほしいと。3番目には、例えばアウトレットが来た、そういった大型企業が来たときには、地元の小売業さんと大型商業との競合をしないような取り組みというんですかね。うまくできているんだなと私は思っておりました。そういうようなところで、先ほど言いました、ここは北陸の中心部で地理的にも一番有利なところだというようなことで、こういったアウトレットを行政が先頭になって推進した結果だと感じたところがございます。

そこで、まず質問に入らせていただきたいと思いますが、全国至るところでこのような人口減少とか合併後の課題とか、または先ほどもありましたような公共施設の云々とかいろいろありますけれども、課題が山積する中で、やはり永平寺町の重要課題としてたくさんあり過ぎるかなというふうにも思いますが、これとこれとこれと3つか5つ、まずこれが一番重要なんだというようなことを一遍お聞かせ願いたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

地域の将来像や地方創生戦略の、今、町がやっておりますが、そのときにブランド戦略に関するアンケート、地方創生に関しまして、大学生、子育て世代へのアンケートを既に実施をしております。そのアンケートの中で課題が幾つか見え

てまいっております。

まず、大学生のアンケートでは、公共交通の充実、大学周辺での商業店舗のニーズ、若者が集まる施設の整備。子育て世代に関しましては、子どもが安心して遊べる公園等の整備。それとブランディングのアンケートにしましては、観光客の増加、地場産業の活性化、ほかに地域に自慢できるもののまちにするというご意見がございました。集計の結果からも、全国的に少子・高齢化の対応策は当然でございますが、観光のまちとしての期待、商工業の振興、企業誘致も含めたにぎわうまちづくりへの高さがうかがえております。地方創生に向けて取り組む必要がある重要な事項だと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 具体的にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

今進めている大学生等のアンケート、これらについても本当に、公共施設の案とか商業地の発展とか公園とかいろいろ出ましたけれども、当然我々が夢を見ているアンケートの結果と一緒にだったというふうに感じているところでございます。やはりこれが一緒だというのは、今このアンケートをとったから今現在こんなのですわということではないと思うんです。町長を初め、副町長も全員の課長さんも私たちもですけれども、皆さんそういうふう感じて、10年、15年きているというふうに思ってる。だから何度も心配されて、どこの近隣の町には負けたくないとか、市に負けたくないとかというんで今一生懸命取り組んでいるんだろうと思います。

これをどういうふうに進めるかしないか。問答の期間が長いというんですか、早くしなければいけないもの、また時間をかけてしなければいけないもの、そういったものが、やはり町民に伝わってこないのではないかなと、そういう手法が足りないのではないかなというように、私は平生から、平素から強く感じているんですね。そういった課題をどのように進めていく、我々はこれからはこういうふうにしますよというような、胸張って言えるような、町民に訴えられるような、そういった気持ちを出していただきたいと。何かぬくもりだけはわかるんですけども、恐れずにもっと素直に出したほうがいいんじゃないかなと私は思いますが、何かありましたら。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員おっしゃるとおり、住民の皆さんと一緒につくっていくまちづくりが大事です。

今も永平寺町も情報発信、例えば広報紙をリニューアルしたりフェイスブックをやっておりますが、ただ、どこかそこで満足しているところがあると思います。いろいろな情報発信の中で、どれぐらいの人が見てくれていて、どれぐらいの人が理解をしてくれているのかという調査も一度しないとだめですし、この地方創生の中でも、9月の中ごろから3会場、地方創生、大体大枠が固まってきましたので、一度住民の皆さんのご意見をこの地方創生の中に盛り込めたらなという意味で、9月16、17、18日に開催させていただきたいと思っております。

そしてもう一つは、やはり今、公共施設の再編とかまちづくりとかいろいろあります。10月、11月に一度、小学校区でスマイルミーティングといいますか、町政報告会、またご意見をお伺いする場を設けて、今町が進めることの理解も得られるように、それも議会と語ろう会と同じように定例化させていただきまして声が反映できるような取り組みも進めているところであります。

そして、永平寺町の何が大きな課題かといいますと、今ちょっとここに資料がないんですけど、財政力指数がなかなか、いい立地にある永平寺町において伸び悩んでいるというところがあって、この自立できる財政力指数を上げていくということが一つの大きな地方創生の目標設定といいますか、それにつながるのかなとも今思っております。

皆さんご存じのとおり、門前の開発も二十数億円のお金が、本山、県、町、また国も含めまして入るわけですが、今、永平寺町からの支出は、町単では2億から3億をちょっと投資でお願いした中で二十数億円の投資ができればなと思っております。ただ、これも投資するだけではなしに、本当に人に来てもらう、来てもらったことによって町が豊かになって、それをまた住民サービスで還元できるという、そういった好循環をつくっていく、また将来につなげていく、そういったこともやはり住民の皆さんに理解していただくような、そういう会話の機会をこれからどんどん設けさせていただこうと思っておりますので、またよろしく願います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今、いろいろと今後の、いろいろな事業での、また取り組みでの調査アンケートとか町民との語り合いとか、そういったもので模索してしっかり取り組んでいきたいということが伝わっておりますが、何の課でもアン

ケートというのは、アンケートで紙1枚の統計で終わってしまわずに、やはりその結果を重要視、物すごく大事にして、町民の皆様にごうでしたと言えるように、自分たちの目標がかなわなくても、やはり素直に、やはり正確に、住民に伝えることが行政の使命ではなかろうかと。私たちはこうするんだからそれにしっかりとついてきてくださいというような目標、それと目標指数を、我々はこう考えているんだよと、こういうふうにしたいんです、ここまで持っていきたいんですよというようなことをわかりやすく、文書もそうですけれども、やはりいろいろな媒体を活用して示していただきたいなというふうに思っているところでございます。

この件につきましては、これで終わらせていただきます。

次に2問目に入って、これいいんでしょうかね、どうしましょう。

○議長（川崎直文君） ちょっとコミュニティバスの件は時間をとると思います……。

○14番（中村勘太郎君） はい。次、2問目はコミュニティバスの件ですけれども。

○議長（川崎直文君） それでは、14番、中村君の質問の途中ではありますけれども、午前中はこれまでとし、午後に14番、中村君の質問を再開したいと思えます。

暫時休憩いたします。13時、1時より一般質問を再開いたします。よろしくお願ひいたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

河合町長より発言を求められております。

河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど中村議員の答弁の中で、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略地区別懇談会の日程を16、17、18と申し上げましたが、正確には17日、18日、19日の3日間です。ここで訂正させていただきます。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君の質問を続けます。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 14番、中村です。

午前中に引き続き、2問目の質問に入らせていただきます。6月議会でも「考えよう！コミュニティバス」と題しまして質問をさせていただきましたが、今回、

黒部市行政の取り組みを研修させていただきました。一般質問の通告をさせていただきますので、ただいまより質問をさせていただきます。

コミュニティバスの件につきましては、富山の黒部市に研修させていただきまして、黒部市は、新幹線の開業に合わせた公共交通網の整備について、その都度計画的に効果を検証しているというようなこと、また随時改善を図り、市街地を広域的にカバーできるデマンド交通システムの導入を視野に入れて調査や、また実験もし、地域公共交通再編実施計画の策定に取り組んでいるということで大変参考になった次第でございます。

以前からも住民の皆さんから、もっと町民の方々が利用しやすいようなコミュニティバスというご要望をお聞きし、そのご懸案にお答えするために、町行政はあえて今年度の平成27年度を見直し調査期間といたしまして再契約を延期し、本年度に調整するというところで を踏まえられておられると思いますが、ここで質問をさせていただきます。

今現在のコミュニティバス策定計画の内容と進捗状況ですか、の状況はどうなっているのかお聞かせ願います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 現在のコミュニティバスの策定計画の内容と進捗状況でございますけれども、現在、コンサルのほうに再編検討業務を委託しております。町民に利用しやすいコミュニティバスにしたいということで検討をさせていただいているところでございます。

現在までに平成26年度中に行いましたアンケートの集計、現状分析、見直し案の作成を行い、7月10日に地域公共交通会議を開催して、関係機関、事業者、住民代表などの方々にご意見をいただいているところでございます。また、地域公共交通会議の意見や住民の要望を踏まえた上で事業者と調整をしっかりと行い、運行ルート、ダイヤ等の検討を行っているところでございます。また、9月25日には2回目の地域公共交通会議のほうで審議する予定となっております。

今後は、年内に新たなルートやダイヤを確定させていただいて、来年3月に運行したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 26年のアンケートの集計と、それを踏まえた今後の公共交通機関との調整を、今、会議を継続してやっているということですが、一応

今のところそういった状況で進んでいるというようなことで、内容のことについてはこれからまたちょっと質問していきたいと思います。

次に、永平寺町の今現在の運行状況でございますけれども、町のコミュニティバスは、29人乗りが2台、またワゴン車が、たしか10人乗りが2台と予備車1台を保有し、29人乗り1台と10人乗りワゴン車1台を上志比地区と永平寺地区で5から10往復されていると。また、それぞれ1台を、松岡地区の御陵地区で6往復、また吉野地区9町にそれぞれ4往復し、この中、スクールバスも含んで運用され、乗車料金は、子どもさんが50円、大人が100円、また60歳以上の方が無料となっている現状ですが、地域住民の方々が気軽に安心して、個々の目的を自分の足のように日々楽しめるコミュニティバスの利用をお願いしたいと思ひまして、次の質問をさせていただきます。

コミュニティバスを運用される経費とか、このようなときに大変便利ですからというような、多くの町民に利用していただくための広報とかその手段や周知に問題があるのかについてお伺いします。

1つ、コミュニティバス公共交通事業の運行に年額幾らの経費がかかり、住民1人あたりに換算しますと幾らになるのか。また、運行時間や経路をわかりやすく、住民の方々へのご理解を得るために、行政は、広報紙の発行やこしの国ケーブルテレビやパソコン、スマホ等で誘発効果を狙うとか、健全な町民がどの区間でも最低年1回、コミュニティバスの交通の利用を促進する手段、手法を提案をし、まちづくりと一体となった公共交通網の形成で、熱い気持ちで一度乗ってくださいといった身近に感じるような機会づくりをするべきだと思っておるところでございます。

「乗ってつながろう、地域のコミュニティバス」や「コミュニティバスに乗って地域のきずなを」というようなキャッチフレーズや、「行ってみよう、コミュニティバス吉峰寺、道の駅、禅の里コース日帰りツアー」とか、または10月には九頭竜川の天然子持ちアユツアーなどでアユを堪能していただく事業を立ち上げたらと。こうした運用で、またコミュニティバスを明るいキャッチフレーズで運用を実施してもらいたいというふうにも思うところがございます。あの手この手の試行錯誤が必要と思うが、行政のやる気、本気度のお考えをお伺いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、平成26年度のコミュニティバスの運行委託料につきましてですけれども、これにつきましては4,224万円となっております。

す。今ほど議員さんご質問の町民1人当たりということでは、どれくらい経費がかかっているのかということでしたので、26年の8月1日現在1万9,269人で割り返しさせていただきますと、1人当たり2,192円の経費がかかっているというところでございます。

現在、コミュニティバスの周知方法につきましては、当然時刻等が変更になった場合への各戸への時刻表の配布、ホームページでの広報などを行っているところでございますけれども、やはり今振り返りますと、必ずしも十分ではないというふうに思うところもございます。やはり運行ルートのダイヤ等を見直しする機会を捉えて、町民の方にコミュニティバスのことをもっと知ってもらって使ってもらえるように、周知方法についても、既に今回の再編検討業務の中でえちぜん鉄道との乗り継ぎなどを掲載したパンフレット、案内冊子の作成などの検討をしているところでございます。

ただ、こういった何かのイベントにかませたようなコミュニティバスの運行ということも考えられないわけではないところでございますけれども、これは、コミュニティバスのとまる場所とか運行の時間とかというものは、全て運輸支局に前もって申請をして変えていかなければならないという作業も残っておりますし、当然先ほど申し上げましたように、地域公共交通会議の中でもしっかりと議論をさせていただかないといけないといった課題も生じているところもあります。今後、そういったものもいち早く取り入れられるのかどうかということも含めて、しっかりと見直しの中にも含めていけたらなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 1人当たり2,192円ですか、結構かかるんだなというふうなことですけれども。

最後のほうにいただきました答弁ですけれども、公共交通、時間との調整、いろんなことを考えてするんですけれども、そこで単なる思いつきでなしに、地域の状況をもっと理解していただくというんですか、やればできる、なせばなる何事もではないですけれども、やはりそういったものにもっと熱意を持って取り組んでいただければ相手の方にも通じるところがあるんじゃないかなろうかということの、ただ頭ごなしに、こういったところはこうする、公共機関との調整でできないことはできんのやろうなということじゃなしに、もっと取り組んでいただきました

いかなど。それが今の27年度中の課題ですから、今までの課題ですから、そういったものを28年度にできるように取り組んでいただきたいかなどというふうに思っているところでございます。

じゃ、次に移ります。

コミュニティバスの運行事業の地域利用者のニーズについて大きなギャップがあるのではないかなどということで、先ほどもあれですけれども、一番の問題はやはり電車、バスの公共交通機関との競合、国交省等の指摘等を打破しない限り、打破と言うと言葉は悪いかもしれませんが、この課題は難題ではあるとは思いますが、やはり黒部市のようにそういう工夫されて、競合したルートでのお出かけには、要するに住民のお出かけには、例えば生鮮製品の買い物については自由に使えますよと、コミュニティバス運用で運行できますけれども、日々、日常の生活、そういったことについては定時路線でコミュニティバスを乗り合いタクシーでもできますよという、何か取り入れ方をやられておられました。また、そのほかには、洋服とか電化製品、そういった買い物をするときには、あらかじめ計画されているものですから、そういうふうなのは、やはり公共交通、鉄道を使ったり、そういったことでお願いしますと。また、帰路についてはコミュニティバスまたは乗り合いタクシーですか、そういったものも活用すればいいような取り組みをされているというふうなところでございますけれども。

先ほどもちょっと私、うちの永平寺町の課題としては、とにかく公共交通、えちぜん鉄道と並行してそうした云々が、なかなか厳しいチェック、バッテンがあるんだというふうなところですが、この小矢部市に研修に行かせていただいたところ、ちょっと物の捉え方として、黒部市も愛本区というのがあるんですね。そこはたしか1キロ、もうちょっとあったかね。そういうふうな距離はデマンドタクシーで往復してるんですけども、どうしてもこの住民はこっちの中心部にも行きたいと、しかし乗りかえていかなければいけないというような問題があったと。そこで、そういった打破をしようということで、この生鮮産品やらそういったことについては直接行けますよというルートを確立したということで、ちょっとしたアイデアやね。そんなので公共交通機関との調整もできたというようなことですが、なかなか困難やったとは思いますが、

例えばうちでいいますと、やはり吉峰寺、多田議員さんもおられる地区から、またコミュニティバスを出して、山王を經由し、また禅の里を經由し、こういうふうな416号を通過して轟、光明寺、花谷、東古市経由で医科大、松岡のほうへ

行くというようなことも全くできないということではないとは私は思うんですね。そこら辺を、いやいや、それはあれですけれども、何かそういう出口があるんじゃないかというようなことを。やっぱりここで、黒部でできて永平寺町でできないというふうなことはないと思いますので、そういった知恵を出し合っ
て、出して、一つでも並行して運行できるような計画をぜひとも、9月25日に、
今度第2回目の会合があるという、地域公共交通会議をするというふうなことで、
そこで一遍打ち出していただいで可能な限り取り組んでいただきたいかなと。ひ
とつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） この件につきましては、以前からもご答弁させていただ
いているとおり、あくまでもコミュニティバスは公共交通機関を補完するという
ことがまず第一の目的でございます。それとまた、黒部市と私どもの永平寺町と
の違いでいいますと、私どもはこのえちぜん鉄道を、相互的な協力の中において、
やはり公共交通を乗って残そうという、私たちの、今度第三セクターとしての事
業出資もしております。そういったところが黒部市さんとは若干違うかなという
ふうにも思うところもあります。しかしながら、今議員さんがおっしゃったよう
に、やはり鉄道事業者あるいはバス事業者の理解を得る努力、そういうようなも
のが当然必要になってくると思います。

それで、平成26年度のアンケートの中で多く上がっておりました、やはり直
接医科大学へ行けないかといったお声が多く上がっていたのも現実ございました。
上志比地区のほうから直接行ける、あるいは永平寺地区の永平寺口駅から直
接行けるといったお声もあったのは正直ございました。そういったものを、今、
検討をさせていただいております。

何とか鉄道事業者のほうのご理解を得ようとしているところでございますし、
上志比のほうから回って、ルートのにはこれ確定ではないわけでございますけれ
ども、416を通るといのはなかなか、本当に並行して通るといふふうになり
ますので光明寺を通過して行くのはなかなか難しいわけですけれども、上志比地区
ですと鮎大橋を渡って、鮎街道を通過して直接医大へ行けないかというルートを検
討しております。それともう一つは、永平寺のほうから、永平寺の北地区のほう
から鮎大橋を渡って、光明寺のほうを逆の方向にずっと永平寺口のほうへ行って、
何とかそこから今度永平寺口から医大のほうに行けないかというのを提案させて
いただいております。これを事業者のほうがどこまでご理解いただけるかどうか

というのはまた今後詰めていかなければなりませんけれども、しっかりとテーブルの上へのせさせていただいて、それで協議を今しているところでございますので、また近い時期に結果、今度の9月25日の後にまた議会のほうにお示しできるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今の課長の答弁でちょっと思い出したんですけれども、今ルートが、今ね。鮎大橋を渡って北地区、それから医科大への直通と、またもう1点は鮎大橋渡って東古市まで行って、それから松岡地区へ行くとかそういったことも検討されていると。今ちょっと思ったのは、この間、前に議会と語ろう会で荒谷区の住民の方から「どうもならんね。バスに乗って東古市まで行って、京福乗って京福から松岡でおりて、それからまたバスに乗って医科大行かなあかんのや。時間帯もわからんし、なかなか行けんのやわの」というような話を思い出したんで、そういうふうなルートができるとその人も1回でも乗り継ぎが減るなというようなことで、本当にそれが実現できれば少しでも飛躍できたんだなというふうなことを今思いついたんで、そうなればいいなというように思いました。

それとね、一応、これなかなか難しいとは思うんですけれども、通学時間帯、これはスクールバスというんですか、これを専属でその時間帯はフル活用するんだと、フル回転するんだというようなコースというんですか、スクールバス便というんですか、それとショッピング、医科大、大本山、門前、道の駅、禅の里コースというんですか、先ほどのルートでいけば何かつながるとは思うんですけれども、そのコースの言い方、名前の、通称、名称のつけ方ですけれども、それがわかりやすいと。今は、このバスはどこへ行くんかな、なかなか乗れない。乗ってみると、もう目と鼻の先には、例えば神明から上合月、九頭竜川渡ればいいのに、清流地区回って、それから何やね、渡新田行って、大学の前へ行って、医科大行ってね、物すごいコースになってるんやね。そうすると、やっぱり乗る人もこれではちょっとというなのもありますし、またそこへ経由せなあかん理由もあるんですけれどもね。これはなかなか難しいかなと思うんやけれども、そこら辺も時間帯で何とか何かならんかなというようなこともちょっと感じていますんで、これ何かなるんかね。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回の再編計画につきましては、これは全ての学

校に時間等につきまして確認をとりました。この時間は何とかバスが乗れるような時間が欲しいんだとか、そういうなのを全て確認をさせていただいて。ただ、学校もやっぱりその時々に応じて早く終わる場合もあります。また遅くなる場合もあります。これについては学校の事情もありますので、なかなか調整も難しいところがあるんですけども、やはり学校のご意見をしっかりと伺うということが今回は重要をさせていただきました。

それと、いろいろなルートがございます。また、今までですと、本当に年間を通して乗られないバスの便もあります。そういった便をまず間引きをするといったことも今回させていただいております。それをいかに、今議員さんおっしゃったようなルートに持っていけるか。あるいはその乗り継ぎの例を出して、お客様が「何や、こういうふうな乗り方あるんや」というのがわかるような例を出して、例えば医大へ行くためにはこういう永平寺の、今おっしゃいました荒谷の地区からはこういうふうに来てもらえば、この便と乗り継いで行けるんやというようなわかりやすいものを、やはり先ほども言いましたように周知、冊子をつくってお渡しして、皆様に乗っていただけるように工夫をしていくのが大事だと思っております。

それと、やはり今回のこれだけが成果とはならないと思うんですね。もう少ししっかりと、また早い時期にまた見ながら新たな手段をとって行って皆様に乗っていただけるようにというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今いろいろご提案があったコースとか乗り方とか経路、こういったものは一度やっぱり試験を実施されて、また町民のそういったご意見も伺って取り組んでいくということが大切ではなかろうかというふうに思っております。

最後に、いろいろと質問させていただきましたが、コミュニティバスの公共交通の利用者に対して、やはり町民を巻き込んで行う行政のマンパワーというのが必須だと強く感じておりますので、行政の見直し、策定計画の目標数値でいろいろありますが、次年度以降のコミュニティバスの、28年度の運用計画から次の、たくさんその目標はあると思いますけれども、私としては、やはり一つは、目標指標としまして3年後、町内のコミュニティバス交通の利用者数の目標数値はと。行政で、例えばですよ、年間1,000人ならこれを2,000人にするとか、

そういったアバウト的なものでも結構ですので、そういった目標を上げていただくと。そういうふうなことはどうでしょうかね。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、コミュニティバスの再編、今、いろいろな関係機関とも協議しながら、いかに町民の皆さんに利用してもらえるかというのを考えてやっております。

まず1回、来年アンケートで皆さんの声を聞いて、なるべく利便性のいいコミュニティバスとすることで、来年一度これでやらせていただいて、そこからもう一度目標設定をさせていただきたいなと思っております。これはなぜかといいますと、コミュニティバス、毎年毎年路線の需要が変わってきていまして、これ毎年毎年見直すということが大事なのかなというのがあります。今回も改めて調査しましたら、1年間で1人も乗ってない路線があったり、年間30人とか40人、60人とかという、そういった路線もありました。それを今回、1回きれいにリセットをさせていただきまして、町の声アンケートとかをもとに1回今回再編を、今、関係機関等の理解を得ながら進めさせていただいてますんで、もちろん議員おっしゃる再編した後はしっかりと、来年はこれぐらい乗ってもらうようにやっていこうとか、コミュニティバスとほかの事業をどういうふうに相乗効果を持たせるかとか、そういったこともしっかり考えて取り組ませていただきますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 最後の最後にですけれども、それと、そういうふうにして取り組んでいって、なおかつまた、見直しというんでないですけど利便性を図っていくと。そして多くの住民の皆さんにかわいがっていただくコミュニティバスをというふうなことでひとつお願いしたいかなと。

行政、いろいろ仕掛けをする中での公共交通を利用する町民の割合の目標とか、またそういった満足度の目標指数というんですかね、やっぱりちょっと気に入らないというような不満度というんですか、そういったことを盛り合わせながら、ただこのルートで何人を目標にしていますよということでなしに、そういったコミュニティバスを稼働している中での問題点をまた見出して、そういうふうにしつかりとした町民のための足になっているようなコミュニティバスにさせていただきたいということで、最後の質問にさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 平成26年度のアンケートの中では、今議員さんおっしゃったようなコミュニティバスの交通利用者の満足度というアンケートの質問は今回入っておりませんでした。また、1年に1回以上乗る割合のアンケートとかそういったものが入っておりませんでしたので、今後、そういった項目をしっかりと設けて、また先ほど町長が申し上げましたように、大きな促進に向けた一つの足がかりとしてしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） じゃ、これで私の質問は終わらせていただきますが、とにかくしっかりと行政がリード、さっきも、午前中も言いましたけれども、何事にもひとつやっていただきたい。皆さんがそれぞれに自分の部署をしっかりと力強く進んでいていただきたいなというふうに思っているところでございます。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、3番、長谷川君の質問を許します。

3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 3番の長谷川治人でございます。よろしく願いいたします。

私は、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回、5点通告してございます。

まず1点ですが、なくせない課題、いじめについてでございます。

本町ではいじめはないと、そう思っておりますが、どうしてもこういった事件を見ますと考えられます。それは何かといいますと、岩手県の中学校2年生の男子がいじめを苦に自殺した問題でございます。どうしても他人ごとでなく、孫のことやら、いろんな笑顔で通学している子どもたちの姿を見ますと、このまますぐくすぐってほしいとつくづく思いながら、本当に自殺する前に何とかならなかったのかなと、そういうふうに思ってしまう。

衝撃な事件でありました大津市の中学校2年生のいじめの自殺事件、これではこの事件がゆえんしまして、いじめ防止対策推進法、2013年ですか、これが制定され、いじめによる悲劇を二度と繰り返さないといじめ撲滅が叫ばれまして、個人的にもこれから本当になくなるんだろうと、なくなってほしいなと切実に思っておりましたが、今回の事件で、やはりいじめはいつの世にもなくせない課題

なんだなと痛切に思っております。

そこで、岩手県の矢巾町の中学校では、当時、学校の先生は、当校ではいじめはないと、そういうふうに言っておりました。ですが、現実にはいじめがあったと、そういう現実でございます。このいじめの撲滅、どうしたらいじめをなくせるか。

7月10日のテレビ解説で、足立区辰沼小学校の活動、それから長野県高森町高森中学校の活動取り組みを紹介しておりました。皆さんもご承知のことと思いますので子細には申しませんが、この足立区辰沼小学校は、辰沼キッズレスキュー隊、そういったいじめの撲滅隊を結成して、いわゆる子どもたちの新選組のイメージで学校全体でいじめ根絶を徹底している。子どもたちには見た目で見えるような工夫をして、学校全体の環境づくりに力を入れております。もう一方、長野県の高森町高森中学校、ここでは生徒会が中心となって小原ヶ丘憲法を制定しまして、学校でいじめのない学校づくりに取り組んでいます。また、高森町子どもいじめ防止条例を制定して生徒の思いを町民の皆さんと共有し、いじめは絶対に許さないという姿勢を明確に示すとともに、いじめをなくする対策を町ぐるみで推進しております。いずれも、子どもたちが率先しての行動、これが功を奏している成果でございます。ここで、やはり会議や言葉だけでなく、生徒たちがみずからの実践でいじめをなくそうと、そういった活動をしている姿が見られます。

今回、私ども老婆心で申し上げる次第でございますが、本町でも本事件に関して、当局の教育委員会、学校などでも話し合いがなされていると思います。現状いじめはなくても、人間、人や学校など、環境は一日一日、一年一年で変わることだって考えられます。当然いじめが起きてからでは遅い。後手のないように、今回、本事件を契機に、いま一度現状を見直すことなどは当然なことではありましようと思います。

永平寺町でも、先ほど申し上げましたように、他校での前例のような実践的な取り組みは一考と、一つの考えと思いますが、そのことも含めてご所見をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当に何回新聞で見ても悲惨な事件だなと思いますし、我々としても人ごとではないなということで、しっかりと対処していかないといけないなということを思ってます。

基本的に、いじめの問題につきましては起こらないことが一番いいわけですよ

で、未然防止の対策をどうするかということは本当に大事なことだと思います。議員さん今ご提案いただきました2つの事例などにつきましてもいいことですし、しかも子どもたちが主体になって取り組んでいるという、そこがとってもすばらしいことだと思いますので、また学校等にも紹介していきたいと思います。

ただ、本町としましては、30年来続いてます礼の心、こういうものがありまして、全国からも視察に何遍も来ておられますし、結構高い評価を得ているんですね。一番大きな狙いとしては、礼の心ということで、感謝の心を持つということと思いやりの心を常に持つということをいつも前面に押し出して教育活動をしています。朝の活動から帰りの活動まで、随所でそういうことを積極的に取り組んでいますので、この実践をしっかりと身につけて子ども一人一人の心の中にしっかりと根づくように今後も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

老婆心できょうは申し上げました。恐らくこの永平寺町ではそういういじめは、教育長がいる間は絶対ないというふうに思っております。

命のとうとさということで、人の命を簡単に無にさせてはいけないと、そういうふうな思いで一言添えさせていただきました。

次に移ります。

2つ目、盗難被害、消火ホースの筒先のことで質問をさせていただきます。

先ほど、午後の冒頭で事務局のほうから言われましたが、この消火、火を消すほうの消火ですのでよろしくお願いいたします。

某国、想像できると思いますが、某国の国であります、経済発展によって金属需要の高まりから数年前——といいますと平成17年ごろということを知っております。これ言うと恐らく皆さんの頭の中に出てくると思います。——から増加傾向があつて、側溝のふたいいわゆるグレーチング、それからマンホールふた、それから工場の銅線、それから橋や門柱の銅製のネームプレートまで盗まれているニュースがありました。

今のところ、福井県では大丈夫だと思っておりますが、この消防ホースのしんちゅう製の筒先が盗まれる被害でございます。相次いでおつて、被害は少なくとも19市町村、約480カ所で確認されて、これは換金目的の犯行と見られております。

る、警報を発するとか、そういう対策を国のほうからも示しておりまして、これぐらいしかないかなという感じをいたしております。また、消防本部におきましても、10月の町の広報紙で皆様に点検を推し進める形で周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

次に移ります。

3点目です。自主防災組織の充実、活動体制はについてお聞きします。

まず、その前にお聞きしますが、今年の台風19号、10月13日のときですが、町内全域対象に避難準備情報が発令されまして、東古市区では永平寺中学校体育館で8人の避難者を受け入れております。

その件で、昨年12月の定例会で一般質問を私させていただいておりますが、この避難者対策についてのマニュアルを作成をしたらどうやというような話をさせていただいておりますが、この災害については想定外が相当多く、マニュアル化だけでは、机上の話では難しいと。なので、年明けまたは春に職員の訓練をやりたいというふうな話がありました。それで、それがどんな形で訓練されたのかなど。ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 災害が発生いたしますと、一番大切なことは、やはり情報収集、安否の確認でございます。地震、大雨、また台風災害、土砂災害などいろいろな災害の警戒情報が気象庁を通じて発令されます。さらに、本町では、气象台からの情報や県の助言等を考慮し、段階的に各避難所を発令しているところでございます。

今ほど議員さんがおっしゃったとおり、昨年10月の台風19号の接近に伴い、町内全域を対象に避難準備情報を発令させていただきました。その際には、町内の各小中学校の体育館を広域避難所として開設させていただいたところですが、これにつきましては、台風の影響等々を考えまして、やはり大きなスペースがいいのではないかというような判断でさせていただいた経緯もございます。

しかしながら、その後ご意見をいただき検証結果を踏まえたところ、やはり非常にそういったところでは情報の収集もままならぬ、あるいは、せめてテレビとか、あるいは畳があったほうがいいのではないかとか、そういったいろんなこと

を検証させていただいたというところでございます。そういったところから、今後、永平寺支所、上志比支所等の町内8カ所の情報収集のできる公共施設のほうに改めさせていただいております。また、町の職員の配置について、3名にてローテーションを組みながら24時間体制で配置につくように計画をさせていただきました。また、この連絡等につきましては、自主防災組織のリーダーへ行き、町職員におきましても災害に対する危機管理意識はもとより、平常時から各自の役割をしっかりと把握することが重要だと思っております。そういったところから、各課ごとの職員さんに対しまして、周知、指導を行わせていただいております。

また、火災も一つの災害というふうな捉え方をいたしまして、4月に避難訓練を実施させていただきました。さらに、来る10月18日につきましては、予定されている町総合防災訓練におきまして、地域防災計画に基づいて災害対策本部体制と任務分担のとおり、実践的な実動訓練を実施することとなっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） いろいろありがとうございます。

今年度、本町では自主防災会議、自主防災組織がいいのかな、自主防災会議をさらに発展させるために、会長職には数年間——3年とか5年とか——数年間務めていただくとか、そして新たに報酬を計上しておりますし、また総務課の生活安全室に優秀な消防職員の配属もされました。

そこで、今後、現実に自主防災組織のきちっとした充実活動を図るために、例えば今言った会長職といいますか、会長職の人選は何年ごろにこうするとか、そういった体制計画を教えてくださいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 自主防災組織のしっかりとした立て直しのための体制づくりというものに対しまして、大きく申しますと、自分のところ、我がふるさと自分たちで守ると、まずこういった自助の観点が原則であるというふうに思っております。多くの自然災害を対象として、町民の皆様にご当然危機管理意識を持っていただき、リーダーを養成し、地区で解決困難なことを連絡協議会のほうに持って上げていただくというふうになりまして、各ブロックで平常時から協議しながら、また訓練をしていただきたいと思いますと思っております。有事に備えていただく組織にしっかりとしていきたいというふうに考えているところでございます。

行政といたしましては、各組織への防災などの説明会、講習会、訓練等を通じ

て継続的な啓発を行い活性化を図り、組織の育成に協力、支援を行っていききたいというふうに考えております。

本年4月21日、県内で初めて永平寺町自主防災組織地区リーダーの委嘱式を行わせていただきました。これは前回にも申し上げましたけれども、町内90地区で、区長以外の41名の方がリーダーに委嘱されているところでございます。今後は3年から5年を継続してリーダーを担っていただけるようお願いしていきたいなと思っております。ただ、これはあくまでもその自治会等々の事情もございまして、なかなかそういった期間やっていただくのは非常に難しいかもわかりませんが、町といたしましては、そういった訓練あるいは今までの講習会を通してしっかりと身につけたものを、やはりまさかのときには出していただくには最低3年から5年の期間が一番適当でないかというふうに思っているところでございます。

また、6月28日にはリーダー研修会を開催させていただいておりまして、リーダーだけでなく120名の方々が出席されております。自主防災の必要性、またリーダーとしての役割を講義させていただきました。また、区長がリーダーを兼任しているところもまだ、先ほども申しましたようにございまして、来年3月ごろに新たなリーダーを対象に研修会を開催させていただきたいと思っているところでございます。

来年度以降は、各自主防災組織でもさまざまな温度差はあるものの、災害時の避難状況、安否確認、情報連絡など、地区の現場状態をしっかりと把握していただいて、第1避難所までは避難誘導を確実に実施できるように考えていきたいというところで思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

先般、8月30日に、東古市の区内で、生活安全室長に来ていただいて自主防災についての研修会を開催させていただきました。少時間でありましたがコンパクトに、今総務課長が説明されたような、要領よく説明していただきまして、地元ではよい評判でありました。

そこで、課長言われるように、自主防災組織が90集落あって大変だと思うんですが、今言ったように、やはり顔が見えて、そして生の声で説明をいただける、こういった意味では、ぜひそうした形で今後とも皆さんに、私ども東古市はこの

前聞きましたけど、皆さんにお願いしていただきたいなど。また、より深く理解していただくために、各集落防災組織に向けた簡単なシナリオですか、今言われるようなそんなものを、ちょっと簡単なシナリオで結構ですでお示しできたらよいなど、そういうように思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 自主防災組織と申しますと、その地域ごとにさまざまな違いがあるかと思えます。やはり山のない場所もございますし、また水害が多く発生するような場所等々、いろいろさまざまな場所がございます。そういったところに、その集落に向けたマニュアルといいますか、シナリオをつくるということはなかなか、これは非常に難しい問題だと思っております。

やはり私らは、先ほども申しましたように、リーダーの研修会のときに資料をしっかりと配布させていただいて、自主防災組織の訓練等の中で、その中で各地域のリーダーの皆様がそういったものを、自分のところをしっかりとどのようにしていったら防災につなげていくかというものを、やはり考えていっていただく。ただし、そのために行政が指導、助言は当然させていただきます。また、先ほど議員さんおっしゃったように、地域からお声があれば、私たちも出向いて説明をさせていただくといったことにつきましては当然させていただきたいと思っております。

自分たちの地域はやっぱり自分たちで守るというその意識をしっかりと持っていただくことが大事であるというふうに思っておりますし、特に自覚と連帯感を持った中でやっていただけることが理想かなというふうに思っておりますし、決して行政が見てるだけということではございませんので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 総務課長の言葉を聞くと、ずっと胸に入ってしまうんですが。ありがとうございます。

やはり去年も台風19号、10月13日という話ししました。まさに9月入りまして、9月、10月、秋雨前線ですかね、秋の雨、この災害発生が本当に気がかりです。災害対策、そして避難者対策について適切な対応、それから指導をお願いしまして、次に移ります。

4点目、ごみステーションマナー、モラル向上の件でお聞きいたします。

7月初めごろですか、住民から苦情があったと思います。行政のほうに苦情があったと思うんです。私どもにも指摘が入っております。

各集落には、ごみステーションが設置されております。このステーション、それぞれ皆さんがさまざまな取り組みをしながらきれいな環境に保持されておると思います。ところが、ある集落のステーションでは、ほかのごみを持ち込む人がいるということなんですね。当然このごみには名前が書いてありません。そして収集日が決まっているんだけど、いつの間にか置いてあると。以前ですが、悪いのには布団をそのまま置いてあったというのもありました。私も目の前でそれを見ておりますが。

松岡地区の町の中では人の目も届くことがありまして、また私の娘、松岡のほうに住んでいるんですが、このごみに関しては相当地域の目配りの人がいまして、よそからのごみを置いてくる者はないと、そういった話は聞いておりますが、やはりこの永平寺地区では、道路沿いのごみステーション、それから人の集まる公民館、駅近く、駅といいますと永平寺口駅になりますが、駅近くのステーションなんかは、ほかからの持ち込みがあるようでございます。

ほってはおけない問題でございます。カメラ設置の方法もあるんですけど、かなり高額のコストがかかってくると。そういったことでは難しいなど。やはりモラルの意識向上しかないのかなと、そういうふうに思います。ルールをきちっと守ってもらう、またそういった啓蒙、そして集落への指導等々、当然行政では逐一周知しておると思っておりますが、現実、お聞きしますとそういった話が。さらに徹底できるようなよい仕組み、方法がないのかなと、そういうふうに思うんですが、課長、どうでしょう。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） まず現状でございますが、現在、町内の一般ごみを収集しているステーション、燃やせるごみにつきましては369カ所、それから不燃ごみ、資源ごみ等が125カ所とありますが、この約500カ所近いステーションの中においてでは、議員ご指摘のとおり、ルールを守らずに、ステーションを管理している地区の方や当番の方が非常にご負担をいただいているものと推察しております。その中でどうしても対処できないというようなごみにつきましては、役場にご連絡いただきまして、その都度、役場職員が対応しているのが現状でございます。

また、ことしに入りまして、町外の方のごみ袋が不法投棄されておりました。

このごみの中身を、警察の方の立ち会いのもとに調べさせてもらいました。ごみを出された方の住所も名前も特定されたわけですが、早々に相手先に連絡をとってご本人に確認したんですが、自分は投げていないということだったんですね。実際のごみを捨てる現場を押さえるか捨てた証拠がなければ警察のほうも罰することができないということで、いたし方なく役場のほうで回収し、処分したところでございます。

それから、マンションやアパートを多く抱える地域においては、ある一定期間の入居のために人の出入りも多いためか、的確なごみの分別収集ができていない現状も見えております。

町としましても、さらなる啓発、指導を強化しなければならないと考えてはおりますが、モラルの問題は非常に時間がかかると思われまますので、このような問題は地域と行政が一体となって連携を図りながら的確にルールを守らせる必要が重要かと思っております。

つきましては、ごみの出し方を守らないような方に対しまして、直接役場から指導書のようなものを送付したり、警告看板等を作成しステーションに設置するなど対応しているところでございます。今後もこういった対応を強化して的確にルールを守らせるということが先決だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

そういった話しかできないのかなと、そういうふうに思います。

やはり最終的には行政のほうが始末せなあかんと。私先ほど言いましたように、布団なんかも、最終的には役場のほうで始末していただいたというふうな形もあります。大変ですけど、ひとつ。きょうも私も話ししていますように、これといういい方法はないんだろうなと、今課長が言われるようなそういう話程度しかないのかなと、そういうふうに思うんです。今後とも、ひとつよろしくお願いしたいなと、こういうふうに思います。

次に、5番目の挨拶の課題、行政のおもてなしについてでございます。

「おはよう」「こんにちは」「ありがとうございました」、勝山市役所の表玄関に入ると、間もなく何人かがそろって挨拶されてきます。私は平成22年から4年間、勝山・永平寺衛生管理組合議会の議会開催にはいつも感心に思っております。自然に心の中でにっこりとしていたことを思っております。多分、今行

ってもいつもそんな感じなんだろうなと、そういうふうに思っております。

役場の挨拶、これを含めて雰囲気が悪いと言われるのは今に始まったことではない、いつの世にも課題だと思っております。私も42年間行政におりましたからそういったことが折に触れてありましたし、その後、合併後でも同僚の議員からの一般質問でもありました。今回、私も思ってたときに、ちょうどそんなときに住民から指摘があったので、私は言いたくなかったんですけど、ちょっと苦言を呈すわけでございます。やはり役所というところは、大ざっぱに言うと住民の皆さんが税金を払いに来られて、職員は税金をいただいて仕事をするわけですから、その点を常に意識していただきたいと、こういうふうに思っております。

2020年夏のオリンピック開催地を決めるときに、全外国に対しまして、滝川クリステルさんですか、そのときにおもてなしの心のアピールを行いました。この永平寺町は2万人弱の町ですけど、町内外からの観光客も今後いろいろな面でさらにお越しになられると思います。観光客、住民に対しても隔てなく、この滝川さんのような満の笑いとまではいかないけれども、あなたの一番のおもてなしの心を持ってお仕事に当たっていただきたいなと、こういうふうに思います。

ご所見がありましたらお聞きします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、私のほうから職員全体のことについて答弁させていただきます。

役場内の雰囲気あるいは職員の対応につきましては、先ほど議員さんおっしゃったように、町民の方からのご指摘をいただくことがございます。よく言われるように、役場業務はサービス業の一つであり、お客様と顔を合わせる職員一人一人が、自分は役場を代表してこのお客様と向き合っているという自覚を持つことが重要だと感じているところでございます。

今後も引き続き、ご指摘をいただいた事例を周知して職員の意識向上を図るとともに、11月には外部講師を招いての接遇研修会も開催するようになっております。また、住民生活課が中心となりまして、窓口担当部署が連携して接遇の向上を目的とした検討会を行っているところでございます。まず、このような取り組みによって職員としての資質と自覚、また最近の職員に欠けているというふうに私がちょっと思うのは、コミュニケーションの能力、これが非常に大事なかなというふうに思っております。そういったところを一層高める研修も今後は出て行ってしっかりと覚えてもらわなければならないかなというふうな感じもしております。

ます。

そういったところを含めて、町民に信頼され親しまれる役場を目指してもう一度みんなで頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も議員時代、一般質問で行政に向かって、役場は役場のた
めのお仕事ではなくて町民のための仕事をするとことだと、もう一つは、町民の
皆様はお客さんであってオーナーであるということを行ったのを今でも鮮明に覚
えていますし、それを心にいつも持っております。

今回、こういった質問をいただきまして、早速、住民生活課長と税務課長が勝
山のほうに勉強に行かせていただきました。勝山では、幼稚園の先生だった方が
受付に入られて、そこで挨拶するのは当たり前だという中で、毎週1回、朝礼の
中で「おはようございます」「ありがとうございます」、そういった唱和を課外
でやっているということを知っていただきました。

早速そういったのを、住民生活課、福祉課、税務課の中で、どうしたら笑顔の
挨拶ができるかという話し合いを持っていただいて、永平寺町役場では毎日挨拶
の朝礼で唱和をしようという、そういった職員さんからの声の中で今1階のほう
では始まっていますし、そういった掲示板を見た総務課、またほかの課の中でも朝
の唱和の声が聞こえるようになってきました。

こういった一つ一つのことを心がけながら、住民の皆さんに愛される、役場行
きたいと言われるような、そういった環境になるようにこれからも努めてまい
りますので、議員の皆さんには、そういった声を聞きましたら、この一般質問、
また委員会等でどんどん指摘していただければ、そのたんびたんびにまたしっか
り取り組んでまいります。また、言われなくても頑張っていきますので、
またよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 町長さん、それから総務課長、ありがとうございました。

そこまで町長に言われますと、きょうは老婆心でどうしようかなとか思ったけ
れども、言ってよかったなと思っております。

きょうはありがとうございました。これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。2時25分から再開いたします。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

○議長 (川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番 (川治孝行君) 15番、川治です。

通告に従いまして、1問目に安全、安心なまちづくりと危険箇所について、2問目に迫られる農家の選択肢の2問を質問させていただきます。

初めに、安全、安心なまちづくりと危険箇所についてですが、永平寺町総合振興計画の表紙に「うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち・えいへいじ」とありますが、25年7月の機能補償道路の開通を契機として中部縦貫道路の開通を28年度末に控えた現在、上志比地区の道の駅を初め、新消防庁舎新築工事や「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」として織物会館跡地に観光拠点の施設や、大本山永平寺、門前のまちなみ魅力アップ事業を推進する中で、農林水産事業としてもアユやサクラマス資源増殖施設への補助など、活力あるまちづくりとともに、教育環境の改善として全小中学校の教室にエアコンの設置など、永平寺町総合振興計画に沿った事業を進めておりますが、永平寺町内における危険箇所や危険な場所などについては、各地区からの要望に対しておこなっているのが現状であるかと思っておりますので、この件についてお伺いをいたします。

初めに、町内の道路整備を進める中において、県道、国道の新設道路事業は、国及び県の担当者との協議があるのか、またはないのかについてお伺いをいたします。

○議長 (川崎直文君) 建設課長。

○建設課長 (平林竜一君) 事業の実施に当たりまして、事前に説明を受けまして協議を行った後、関係地区に説明を行いながら事業を進めているということで、十分協議を行っているところでございます。

○議長 (川崎直文君) 15番、川治君。

○15番 (川治孝行君) それでは、新設道路の町道との交差点については協議はあるのか否かについてお伺いします。

○議長 (川崎直文君) 建設課長。

○建設課長 (平林竜一君) 交差点の協議につきましては、道路構造令を基本にしま

して、設計要領あるいは指針といったものを参考にいたしまして、公安委員会等の関係機関との協議内容を踏まえまして、現地の状況を見ながら計画について説明を受け、協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、協議の中では安全施設や標識及び路面標示も含めました規制標示及び道路排水についても協議があるのか否かについて伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これらにつきましても、道路構造令をもとにしまして説明を受け協議を行っておりますけれども、標識や規制標示等につきましては公安委員会等の協議内容を踏まえまして説明を受けている状況でございます。

また、中部縦貫自動車道といった国の事業においては、国のほうの標識委員会という組織等での意見を踏まえまして決定しているというような状況でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、それらを踏まえまして、新設道路と町道との交差点における縦断勾配、また新設道路と町道のおおの道路の平面形状と縦断勾配についての協議は行うのか否かを伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） これらにつきましても、道路構造令に基づきまして、町道の幅員あるいは現地の状況等、影響範囲等を十分考慮しながら、公安委員会との協議内容を踏まえまして協議を行っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 新規道路を走る車の視距、いわゆる見通し距離であります。町道から新設道路に入る車や通行人の視距について検討したことがあるか否かについて伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 新規道路の主となる交通の視距については道路設計において検討しておりますけれども、町道との交差点において、町道から新規道路に進入する場合の視距については、既存の建物が近接していたりとか地形等の状況

により視認性がどうしても確保できないというふうな場合がございます。現状はそういうふうな形で検討を行いながらも、そういった状況が発生しているのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、視距の観点から、交差点における新設防護柵の種類、いわゆるガードレール等について検討したことがあるのか伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 防護柵の設置基準につきましては、道路の区分——高速道路ですとか一般の国道とか——道路の区分あるいは設計速度及び設置する区間に応じて防護柵の種別を区分しておりまして、視距の観点ということからでは今現在検討はしておりません。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 実は機能補償道路、現在国道416号線になっておりますが、轟のふれあいセンター前の交差点におきまして、昨年、軽トラックと乗用車との衝突事故がありました。また、ことしは人身死亡事故がありました。この現場は片側にのみ3.5メートルの歩道がありますが、反対側は直接車道となっていることから、車の防護を目的としたガードレールが設置してあります。道路構造令に従っての通過車両に対しての防護にはよいと思いますが、町道から出る車及び歩行者には見通しの悪い現況となっているのが現状です。

これらを改善するのは、町としてどのような対策が必要と思うか。また、地元要望に対する今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 安全対策の面からご答弁させていただきたいと思っております。

まず、本当に残念な、7月10日に発生いたしました交通死亡事故を受けまして、7月16日に、福井警察署、福井県交通安全協会、それと道路管理者でございます福井土木事務所と現場の確認を実施させていただきました。現在、道路管理者の福井土木事務所のほうから、デリネーターが、光を受けて反射するものから、みずから発光するものになり、施設改善が行われる予定でございます。

しかしながら、先ほど議員さんのご質問にもありましたように、今後も視認性を高めるためにもガードレールからガードケーブルの変更を道路管理者のほうに提案させていただき、また関係機関と連携しながら交通安全対策を進めてまいり

たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） ありがとうございます。

今ほどの総務課長の回答にもありましたが、轟ふれあい会館前におきまして、昨年の8月3日に車同士の衝突事故がありました。また特にことしの7月10日の人身死亡事故の際には、運転者、また付近の人たちが110番に緊急事故報告と救急車を求めましたが、到着までの1分1秒が本当に長く感じられました。

一刻を争う負傷者の救護に関して、警察及び救急車の初動体制と福井警察署永平寺分庁舎の役割と立場についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほどのご質問でございますけれども、まず交通事故等各種事件に対する警察の初動体制、これにつきましては、消防と同様24時間体制でございます。これはあくまで警察行政ということで私たちも警察のほうから聞き取りをさせていただいたところでございますけれども、松岡交番を初めとして福井警察署、各駐在所が事案に対応を行っているところでございます。

平成25年に永平寺警察署が福井警察署と統合され福井警察署永平寺分庁舎と再編されましたが、この永平寺分庁舎では、運転免許証の住所変更、道路使用申請、車庫証明などを行う福井警察署の分館としての役割を担っているそうです。さらに、分庁舎内には松岡交番がございまして、こちらにつきましては交代勤務をして24時間の事案対応を行っているというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 7月10日の事故に関しまして、消防本部といたしましての事故対応の報告をさせていただきます。

まず、携帯119番での入電が20時53分ございました。それから上志比救急隊出動が1分後の20時54分、それからまた現場到着が20時58分で、出場から現場到着が4分となっており、お示した経過のとおりとなっております。また、本署の通信室から県警本部に20時54分に事故発生の連絡をしております。

119番入電から5分となっておりますので、今回の事案に関しましては初動

体制に何ら問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、町内の駐在所、これは交通事故に対する対応をするのか否か。また、駐在所の役割について伺います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） この件につきましても聞き取りということでご説明をさせていただきます。

まず、基本的には、永平寺町を管轄しております福井警察署の交通課が交通事故に対する対応を行っております。各駐在所は、本署からの指令を受けて事故対応や駐在所に届けてきた交通事故の場合などに現場急行し、交通整理など交通事故現場における初動対応をとる場合もあるそうでございます。

また、駐在所の役割といたしましては、担当する地域の各家庭訪問による交通事故防止への指導あるいは住民の意見等を聴取するなど、地域に根差した治安維持や交通安全の確保を担っているということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 事故車から110番された電話はどのように伝達され、事故処理車はどこから出動指令を受けるのか伺います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） これにつきましても同じように、聞き取りをさせていただいた結果で申し上げさせていただきます。

まず、110番された電話は全て、まず福井県警察本部に入電されるそうでございます。所轄の警察署へ連絡し、事故処理車が出動する流れになっているそうでございます。

永平寺町の場合は、管轄している福井警察署の交通課が対応をさせていただいておりますが、時間帯や交通事故の発生状況に応じて松岡交番や、あるいは町内の駐在所が対応する場合もあるとのことでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 本町では、伝搬調査に基づきまして基本設計を作成し、25年の実施設計のもとに26年度から整備工事に着手し、28年度には消防救急

無線デジタル化の運用開始の予定となっておりますが、昨年及びことしの事故処理の対応から見て、通報から現場到着までの計画到達時間が交通事故につきましては大幅な誤差が生じるように思われますが、この件について伺いたいと思いますが、先ほど消防長のほうから時間的なことを回答されましたので、この件については消防のほうからは結構かと思えます。

あと、この交通事故について、次のところでまた質問させていただきたいと思いますが、警察のほうはまだどうなっているのかちょっとわかりませんので、もしわかりましたら、到達時間のことをね。

○議長（川崎直文君） 答弁を求めますか。

○15番（川治孝行君） 今はいいですわ。

○議長（川崎直文君） いいですか。じゃ、質問を続けてください。

○15番（川治孝行君） はい。

それでは、永平寺町内では、ため池での魚釣りや遊泳、水遊びでの水難事故防止に対する警告はしているのか。また、町内のため池への侵入防護柵設置状況と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず初めに、町内でのため池数でございますが、現在把握している数は全体で27カ所ございます。うち、松岡地区につきましては4カ所、永平寺地区につきましては16カ所、上志比地区におきましては7カ所ございます。

それで、侵入の防護柵、また注意喚起看板でございますが、この設置している箇所につきましては全体で27カ所のうち11カ所ございます。内訳でございますが、松岡地区は4カ所全部にそういうふうな防護柵が設置してあります。また、永平寺、上志比地区におきましては山際という点もございまして、永平寺地区につきましては16カ所のうち6カ所がそういう安全対策をしております。上志比地区は7カ所のうち1カ所がそういった安全対策がしてあります。なお、上志比地区におきましては、看板のみの設置も1カ所ございます。

そういったこともありまして、まずため池の安全対策でございますが、これにつきましては、施設の管理主体でございます各地区の農家組合、また土地改良区、水利組合等の責務であります。啓発につきましては今は各地区に任せているのが現状でございます。

そうした中、今後の対応でございますが、町といたしましても水難事故等の未

然の防止を図るため、関係の区長様、また各組合長等に対する安全対策の指導等を行うとともに、広報紙等による住民への周知と小中学校や幼稚園に対しまして水難事故防止の啓発を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 次、質問を変えますが、冬季間の除雪に伴う除雪車による側溝のグレーチングぶたの変形によりましてタイヤの破損などによる補償問題がありました。その後の安全対策として、グレーチングぶたはもとより、防護柵などの破損や危険箇所の調査、点検の結果と今後の対応について伺います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 除雪による破損箇所につきましてはパトロール等により、破損の大小はございますけれども、約120カ所ほど確認しております。順次補修を行いまして現在は補修を完了しておりますが、除雪による破損につきましては、今後、委託業者による事前の道路状況のパトロールの徹底ですとか危険箇所の確認等、注意喚起をしていきながら、万が一、破損した場合には連絡体制の強化等を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 永平寺に御陵地区におきましては、安全、安心のまちづくりについて、地区内の環境点検の検証の中で、通学路でもスピードを出す車が多く危険であることや、深い水路の危険箇所及び転落防護柵や交通安全施設整備などについて、地区全体が子どもや老人の視点に立ったまちづくりを行政と一体となって進め、成果を上げたと聞いておりますが、他の地区における危険箇所に対する啓発と指導についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 危険箇所の啓発につきましては、毎年、地元の防犯隊を中心に町内の危険箇所点検活動を行っていただいております。注意喚起の看板を設置するなどを行っているところでございます。

また、町の交通安全対策につきましては、各自治会と最善策について十分な協議の上、ゾーン30や道路標示、道路反射鏡の整備を行っておりますが、今年度より交通規制や横断歩道、信号機の設置に関する要望に対しましては、区長さんと町の交通安全担当者が福井警察署と一緒に同行させていただいて要望に行つて

いるところでございます。今年度は5回立ち会いをさせていただき、今後も地区と行政が一体となり福井警察署など関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、永平寺町通学路安全推進会議の中で通学路の安全確保に関する取り組みが示されておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1番目に、町内通学路の危険箇所を道路管理者、警察、各小中学校、町PTA、教育委員会が連携して定期的に合同点検を行うとしておりますが、年どれぐらいの頻度で行っているのか。また、きょうまでの点検回数についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） それでは、答弁させていただきます。

毎年、永平寺町PTA連合会より各学校別の通学路安全等に関する要望書が提出されます。その内容をもとに、関係各課、外部関係機関と合同で現地確認を行い、改善が必要な場合は関係各課に要望、改善に努めております。本年度は10月ごろにその要望書が提出されると聞いておりますので、それを受けまして協議会を開催したいと考えております。

また、昨年度に開催しました中学生とのスマイルミーティングにおいても、中学生の中から要望のあった、暗い通学路に街灯を設置してほしいとか、通学路に未舗装の場所があるので舗装が欲しいということにつきましては、建設課に要望し設置した箇所もありますし、また舗装も整備したというのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、2番目に、合同点検の結果、危険と思われる箇所は何カ所あったのか。また、今後の不備な点についての対策についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） これは昨年でございますが、13カ所の危険箇所が要望が出てきております。改善が必要な場合は関係各課に要望して改善をしていくということにしたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 合同点検の結果や内容につきましては永平寺町ホームページ

ジ内で公表するとありますが、公表されているのかどうかについて伺います。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 現在のところはホームページで公表はしておりませんが、ことしからホームページを利用して情報の発信に努めたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） これね、永平寺町通学路安全推進会議の中でホームページで公表するというふうに書いてあるんですね。してないというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） その点については大変おわびしますが、この通学路につきましては、たしか去年の、時期がちょっと明確でないんですが、その辺、時期がちょっとマッチングしなかったところからホームページに上げなかったということで、大変申しわけなく思います。今後は必ずホームページで掲載するように努めます。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 4番目に、雑草の生い茂っている6月から8月の見通しが悪い交差点の点検についても、この会議の中で点検をしているのか否かについてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 雑草の繁茂についてでございますが、各小中学校の交通安全の担当の教員が雑草が激しくちょっと危険だなと感じるような場合には、学校から教育委員会、我々学校教育課のほうへ連絡があるようになっております。その学校教育課から、当然地権者等のこともありますので、関係機関等と協議しながら雑草の処理というんですか、それを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） ちょっと戻りますけれども、先ほどガードレール等について視距が悪いと、見通しが悪いというところをちょっと指摘しましたけれども、この会議の現場点検、その中でそういうところは見ているんですか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 会議ではちょっと見ておりませんが、各個別に事案

があれば、学校の先生のほうからあれば、こちらのほうから確認に行くというようなことはあります。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、それに近い質問をさせていただきますが、えち鉄と町道が交差している遮断機のない踏切におきまして踏切事故が大変多発しております。6月から8月の時期におけるススキやセイタカアワダチソウの雑草が、線路沿いに背丈2メートルにも及ぶ雑草が生い茂り、見通しが悪く非常に危険な状態となっておりますが、永平寺町とえち鉄の雑草の処理に対する協議と対応についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 永平寺町内で町道が交差している遮断機のない3種踏切、これが2カ所、それと4種、これは警報機もなく遮断機もない4種踏切、約1.8メートル程度の踏切でございますけれども、これが12カ所、全部で14カ所ございます。

線路の周辺の雑草の草刈りにつきましては、えちぜん鉄道が行っていただいております。事故等を未然に防ぐためにも日ごろから気を配り、危険箇所を見つけたら迅速に対処していただいているところでございます。今後もえちぜん鉄道と連携して、本町のほうの部分の除草についても早急に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 先日、轟の自治会の役員会がございました。そのときにも轟の区長さんをお願いしたんですけど、浅見から犀川に向かっておりるところ、そこが町道になっておりますが、これが踏切の狭い箇所でありまして遮断機もございません。山王のほうから来る電車が、今のセイタカアワダチまたはススキが生い茂って非常に見通しが悪いと。そういうところがあるのにもかかわらず、そういう点検をしてないと、また過去にもやってないということは、これ毎年こういうふうになってるんじゃないかと思っておりますけれども、自治会としても対応せなあかんことは事実であり、またお子さんを持っている親御さんもやはり学校に対してそういう要望をするのが当たり前だと思うんですけども、現実にはされていないということから、会議のほうでもその辺は今後対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、防犯灯には、永平寺町が維持管理をしているものと自治会が管理しているものとに区分されておりますが、自治会における街灯につきましては年額10万円以内の補助を限度としておりますが、現況におきまして永平寺町内におけるLED電球の町管理と自治会の防犯灯の整備状況及び通学道路等に係るLED防犯灯の補助金の増額についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、町が管理しております——これは道路照明でなくて防犯灯ですね——防犯灯の総数、これは永平寺支所、上志比支所含めて117基ございます。そのうち、県の補助事業「安心して明るい通学路普及促進事業」を活用し、平成24年度より3カ年で、集落間に13基、集落内に61基、合計74基を設置させていただいたところでございます。

また、自治会が管理する防犯灯につきましては、今のところ、全体の総数は各自治会のほうでお任せしているということで把握はしてございませんが、自治会の管理、防犯等の補助事業の実績といたしまして、平成27年度は54地区から申請がございました。合計262基の防犯灯の整備に対して補助事業を活用していただいているところでございます。

今ほどの補助金額の増額についてはどうですかというようなご質問でございますが、これにつきましては、やはり各自治会で数年単位の防犯灯整備計画を作成していただいているところでございます。補助金を効率的に各地域に、皆様にご利用、活用していただくことを検討していただくということで皆様のご理解をいただいているところでございますので、増額については今のところ考えてないというのが現実でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、橋梁の長寿命化の対策が進んでおりますが、浄法寺橋は幅員が狭く、普通車のみで大型自動車は通過できないのが現状です。このため、1台の車両が通過するまで、右岸及び左岸におきまして待機し車両の通過を待っております。この橋の右岸は主要地方道勝山丸岡線の交差点となっております。また、左岸側におきましても上り坂の取りつけとなっている現況から、自動車が二、三台待機するには非常に危険な状況となっております。

こうしたことから、小舟渡橋のように、橋の右岸側を拡幅し待避場所を確保できないか、そして交通の安全対策を今後図っていただけないかということについて

てお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 浄法寺橋の拡幅につきましては、平成24年度に概略設計を行っております。浄法寺橋の上部の桁の形状ですとか橋脚の区間長といったさまざまな要素の関係から、幅員1.5メートル、延長にして14メートルの拡幅が可能であるということですが、荷重の関係でその拡幅した部分に車両が停車することが非常に難しいといったこととか事業費に対する費用対効果等、総合的に判断しまして、拡幅計画というのは非常に困難であるという結論に至っております。

しかし、交通安全対策につきましては、右岸側の県道敷地を改良しまして待避所の機能を確保できないか、今回、調査業務を発注しておりますので、その調査業務の検討結果を踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 1問目の最後になりますが、静岡県で7月に鳥獣害防護柵の不備によりまして2人が感電死したことを踏まえまして、国では全国10万カ所近くの電気柵を点検した結果、7.1%の7,090カ所が危険表示の看板がないことが判明いたしました。こうしたことから、国は各都道府県や各種団体に安全対策の指導を行ったと公表いたしましたが、福井県内では調査の結果、17市町978カ所のうち10市町の44カ所が不備であり、うち41カ所は危険表示の不備がありました。

安全柵については不十分なものが15カ所であったとしておりますが、当永平寺町内における安全柵の不備な箇所数と危険表示の不備な箇所数の調査結果と内容及び自作電気柵の有無についてお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

まず初めに、議員さんのほうもおっしゃられましたが、ことしの7月19日の日に、静岡県の西伊豆町におきまして家庭用からのコンセントを電源とした電気柵により子どもを含む7名が感電をいたしまして、うち2名が死亡するという事故が発生をいたしております。町といたしましては、この事故を受けまして、7月22日付で区長通知による注意喚起及び点検の依頼、また8月7日に回覧及び広報永平寺8月号により住民への注意喚起を行っております。

また、町内の電気柵の延長でございますが、ことしの4月1日現在で6万7,361メートルございます。そうした中で、8月19日の日に福井県と町の合同で、ちょっと数も多いということで点検場所を何点か選定をいたしまして町内の電気柵の点検を実施をいたしております。その結果でございますが、町内に設置してあります電気柵はほとんどがバッテリーによる微弱な電流ということで、12ボルトでございます。通常、30ボルト以上でありますと漏電遮断器とかそういう電気事業法によるちょっとそういった措置が必要でございますが、町のほうではバッテリーによるものがほとんどでございました。そうした中で、このバッテリーでございますが、日中は通電をいたしていません。なお、センサーにより夜間にだけ通電をしているものでございます。

それと、この点検したところですが、危険表示の看板の設置などにつきましては、確認をいたしましたところはゲート付近の表示板は設置がされておりましたが、ゲート付近以外の箇所、これにつきましては表示板の間隔等がちょっといろいろとさまざまな状態でございました。ということで、これに関しましてはまた基準もちょっと確定してないということで、町といたしましては、各地区に対しまして再度、危険表示看板の設置、そして安全対策につきまして周知、指導をしてまいりたいと考えております。

なお、福井県での調査結果でございますが、福井県の方針によりまして各市町のデータは非公表扱いとのことで、今ちょっとここでお答えはできないということでございます。

また、全体をした中で、一地区だけでございますが、北陸電力の電柱、この電柱の電線から直接電力供給を受けております電気柵がございました。これにつきましては漏電遮断装置など、適切に管理はしてありました。

また、自作、個人の電気柵の設置でございますが、町内では今のところ確認はされておきませんが、個人で購入、また設置した電気柵につきましては町としても把握がなかなか難しいということで、また今後、各地区の区長様への点検依頼とか注意喚起で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、2問目の迫られる農家の選択肢といたしまして質問をさせていただきます。

去る8月28日現在での平成26年度産米の作況指数が発表されました。福井

県はやや良と発表されましたが、米の豊作に反して、日本人の米離れに伴い、需要は今後確実に減少していくことから、在庫米の積み上げが多くなることが想定されます。4年後には減反が廃止になり、農家が自由に米をつくることが想定されますが、これに伴い供給量が飛躍的に増大することから、米価は途方なく下落することも想定できます。こうしたことから、国は、飼料米への生産誘導のために増加収入の9割という法外な補助金を補填することとしておりますが、こうした状況を踏まえた永平寺町の今後の主食米と飼料米に対する施策についてお伺いをしたいと思います。

初めに、米価下落の歯どめ対策として、国は飼料米の作付を促しておりますが、農家は先行き不透明な交付金や流通経費、販売先など、飼料米への転換の疑問が募っておりますが、飼料米の作付の施策について、永平寺町の農家への指導等についてお伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 農家への指導についてでございますが、永平寺町では現在は飼料用米の作付の推奨、また指導等は行っておりません。加工用米とか備蓄米の作付を今推奨をしているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、飼料米はいわゆる鳥や豚などの家畜の餌用の米ですが、国の交付金の申請の内容についてどうしたらいいのかお伺いいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 国の交付金の申請内容でございますが、まず飼料用米に取り組む場合でございますが、新規需要米取組計画書を生産年の7月31日までに北陸農政局または地域センターのほうへ提出することとなっております。そうした中で、経営所得安定対策の飼料米に対する交付金でございますが、出荷する数量に応じまして10アール（1反）当たり5万5,000円を下限としておりまして、また10アール当たり10万5,000円を上限とした範囲内での助成でございます。

なお、要件がございまして、登録検査機関が設定する検査場所ということで、JAなどの農産物検査機関による数量の確認を受けていることが要件となります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 国は、米価が読めない主食用米よりも、確実に交付金が見込める飼料米のほうが営農計画を立てやすいと飼料米の転換を促しておりますが、この件についてはどのように考えておりますか。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 国におきましては、食料・農業・農村基本計画の中で、米価の安定のために需要が減少する主食用米から需要のある飼料用米への転換を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 飼料米の転換を促す以上、品種名、販売数量、販売先、また販売価格が永平寺町におきましては確定しているのかどうかを伺います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） この確定しているかの件でございますが、まず永平寺町では飼料用米の作付農業者に対しまして、品種、販売数量、販売先、販売価格を限定する指導をしてないということで、確定はしておりません。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 国は、2014年産米から飼料米の交付金を、先ほど回答もありましたが、10アール当たり8万円の交付金を最大10万5,000円に拡充し、収量に応じて交付金がふえる仕組みにしました。また、13年度11万トンを25年度には110万トンまで拡大する目標を掲げておりますが、永平寺町の13年度及び25年度の目標数値及び今後の農家への指導について伺います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、現在、飼料用米作付の推奨はしておりませんので、2013年度、平成25年度でございますが、目標数値の設定はしておりません。また、農家への指導もしてない状況でございます。また、平成37年度の目標数値及び指導につきましても、町としては今のところはちょっと考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 考え方だけ教えていただきたいんですけど、高額補助金で飼料米への転換を進め、主食米の生産抑制を図り、米価を維持するのが目的であるかと思います。飼料米の畜産農家への販売価格は、1キロ約20円から25円で、1俵1,200円から1,500円であります。これは主食米の10分の1であります。生産農家の手取り額はさらに低い金額となるため交付金のみが頼りとなりますが、交付金の継続年数について伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 交付金の継続年数でございますが、これにつきましては、新たな食料・農業・農村基本計画、平成27年の3月31日の閣議決定において飼料米等の生産拡大を位置づけをしております。生産努力目標数値の設定年度であります平成37年度までにつきましては、確実な達成に向けて水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行うこととしておるといことで、継続するものと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 日本の畜産飼料は大部分が海外に依存しているため海外の作柄に大きく影響されることから、国の飼料自給率目標は、32年には36%、8万8,000ヘクタール、70万トンとしておりますが、福井県は畜産農家が少ないと思いますが、本県の飼料米の需要量と計画作付生産量及び超過飼料米について伺います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 本県の需要量と計画作付、また生産量超過飼料米についてでございますが、まず平成27年度の県内飼料米の予定生産量でございますが、3,700トンでございます。うち、県内での需要量は約1,800トンとなっております。また、超過した1,900トンにつきましては県外への流通になるものです。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、単価の安い飼料米と主食用米は収穫時期が同じ秋になりますが、毎年、主食用米だけで倉庫が満杯になる状況になるかと思いますが、飼料米の保管倉庫について今後どうするのかということについて伺いをいたします。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 飼料用米の保管倉庫でございますが、現在、J A吉田郡には飼料米を保管する保管倉庫等の整備はされておりません。そうした中で、J Aが今後、飼料用米の作付の推進、また拡大が見込める場合につきましては、保管場所につきましては既存施設の有効活用や、また今後検討していかなければならない課題だと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） それでは、飼料用米の作付は多収性品種が多いと言われておりますが、この品種は発芽性が強く、稲刈りで落ちた種もみが翌年も育つことが想定されます。翌年、主食用米であるコシヒカリを作付した場合、コシヒカリに混入し品質低下につながらないのか伺います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） この品質低下でございますが、飼料用米の多収性品種につきましては発芽率が高く、そして収穫後に圃場に残った種もみが休眠をし、翌年に発芽する可能性がございます。多収性品種による飼料用米作付を行った圃場に、翌年、主食用の米作付を行ったとすれば混在する危険性は高くなるということで、品質低下につながることは考えられます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 最後になりますが、これ確認のためにお伺いをいたします。

平成28年度の飼料用米の作付及び収穫見込み量と取り組みについて、何かありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 飼料用米の作付並びに収穫見込みの取り組みということでございますが、まず永平寺町の飼料用米の交付金の申請状況でございますが、平成27年度は2つの生産組織で、作付面積が4.3ヘクタール、契約数量は2万1,000ということで21トンございます。また来年度、平成28年度の作付予定及び収穫見込み量でございますが、これにつきましては、毎年3月ごろに提出をしております水稻生産実施計画書の申請まではちょっとわからないということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 今、直接永平寺町に関係したことでないことを質問いたしましたが、いずれにしても、飼料米は政府の施策でございますので今後問題となることが想定されますことから、今回質問させていただきました。

丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございました。

これにて質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

ただいま3時18分、議場の時計は1分30秒ほど早くなっております。3時30分から再開いたします。よろしくお祈いします。

（午後 3時18分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） きょうは4問を予定をしています。

まず1番目、健康施設「禅の里」、健康増進のために高齢者の料金見直しと設備増強をすべきではないのか。

まず、第1点目に、この施設の目的とか定義というものは今現在、課長、どういうふうに考えているのか。例えばつくったときと変更があるのかないのか、今現状、その辺のがあれば。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） この健康福祉施設につきましては、当初、町民の健康の増進と余暇の活用といった目的に沿いましてつくらせていただいた施設でございます。

ただ、今、これは私の私見かもしれませんが、現在におきましては、横に道の駅等もできますので町外者も結構いらっしゃいますので、当初の目的は当然でございますけれども、観光の一つの施設としての捉え方もできるのかなというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これ道の駅ができますと若干変わるということは当然そうですけれども、やはりこの健康施設というのは町民が健康でずっといられる。例え

ば、私らもそうですけれども、団塊の世代が早ければ10年後ですか、75ぐらいいくと非常に高齢者がふえてくると。当然それに伴って認知症の、私もちょっとぐらいは出てるんじゃないかと思えますけれども、やっぱりそういう部分では、これはもう老化ですからね、いいとか悪いとかということじゃないわけですから。病気ですから。先日もどうやって認知症を緩やかにというんですかね、絶対防ぐことは、これは脳の病気と単なる認知症という、また症状2つありますから。その中で1週間に1回、独居とか老老であれば自分の家から出る、そして1週間に最低1回は家族以外の人と話をすると、そういった行動、それから適度な運動があればかなり認知症の進行というものを相当防げますよという、これはドクターのほうから案として出てましたね。

そうすると、これは健康施設ですから、聞くと、永平寺町の中でほとんど毎日に近いほど来ている人もいらっしゃいますね。最近は、今、どれぐらい平日に入ってるって聞いてます？

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 永平寺温泉の場合、平成26年度の総利用者数は8万5,000人を超えております。先月の場合ですけれども、8月としては過去最高であります9,000人のご利用がございました。単純に9,000人を営業日数30で割りますと300人。施設の運営者から聞いておりますのは、一般的に大体平日で180人から200ちょっとで土日で350から400、本当に混む日になりますと500人を超える利用状況があるというふうに聞いてございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これでありがたいことに、ふえてるってことはそれだけ評価しているということですからね。それにつられて、つい二、三日前ですかね、平日でも400人ぐらいは行ってるらしいですね。そうすると、日曜日ぐらいやとどうなんかなど。夕方ぐらいに行くとロッカーがあいてないんで、かごを持って順番待ちみたいな、ちょっと考えられないような状況もあるというふうに聞いてるわけですね。

その辺見ると、3年目に入浴料もひっくるめて見直すってなってるよ。これ健康施設であっても、ずっと長く信頼を置いて使っていただけるというのは、ちゃんと設備が、壊れたとか老朽化したとか、どうしようもなくなってお金を入れても、お金を入れた割には効果が上がらずということなんですね。今これだけ順

調にきているわけですから、坪庭みたいなね、ロッカーなんかのあれだけふやすだけでも10人や20人ぐらいはふやせると思いますからね。別に全部壊してつくるんじゃないんですから。ただ軒だけね。そのかわり坪庭はなくなるけれども、表の塀のほうに沿ってやれば、そんなもん、べたのコンクリートぐらい打って柱のところだけ木でやったところで大したことはないって。聞いたら、坪庭は冷房設備なんかも要りませんからね。倉庫をちょっとするみたいなもんですから、坪40万もかからんでしょって言ってましたね。

だから、そういう部分で町民にやっぱり喜んでもらうという考え方が、町長、どうなんですか。やっぱり喜んでもらうためにつくったんでしょう。その辺、何か所管をひとつ。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に8月、9月、000人の方が利用していただいていることは本当に喜ぶべきことだと思っております。ただ、今ほど、もちろんロッカーの拡充についてもいろいろ町で、また指定管理者と一緒に考えているわけなんです。今ほど設計会社にも確認しましたら、あそこは1つの浴槽が3坪

1つの浴槽が1坪あって、設計上、それをふやすことによってやっぱり1,000万円かかる。やっぱり1坪250万円ぐらい、光をとったり構造上の問題で1坪250万円というそういったのも今聞こえてきていますので、費用対効果とか、また違ったやり方とか、何かそういったことがないのか町、また指定管理者と一緒に話しさせていただいております。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 決して私は風呂を新しくつくれとかじゃなくて、休憩室のほうを、せつかく建物に入ってロッカー室がないのでかごを持ってうろうろしたってこれはどうしようもないんで、ドジョウすくいだったらまだ格好になっても、あんな施設へ入ってというのではちょっとまずいんで。

費用かって、風呂つくればそれはお金かかりますけれども、そういうことは。ただ、待っていてうろうろするような順番待ちというのはこれは事業者の責任として、当然建物は町ですから、そこは何千万とかかかればまた別ですけど、大した費用じゃないと思いますから。大概設計とか工事屋さんってオーバーに言うんですよね、大体。民間なら50万でできるところを、いや、これは80万から100万かかりますとか。向こうの言うところの大体半分ぐらいで、シビアにやれば、で、いいものができますから。それと同時に、もう一回後でしつこく聞きま

すからね。

それと入湯税は去年幾ら入ったんですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 入湯税につきましては、先ほど言いました8万5,000人とまでいきません。いわゆる大人が入湯税対象になりますので、昨年の場合は663万1,600円ということで、これは8万2,895人分の入湯税でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 最初のときはこれだけ人数入ると思ってないですから、予定の中では入湯税少なかったんでしょう、もっと。その差額わかります？ わからなかったらまたわからないでいいです。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 過去の経緯からいきますと、当初、平成22年当時につきましては、町の試算では大体4万人ちょっとぐらいだろうという話をしてございました。平成23年に指定管理者であるコーワのほうから提案がございすのが6万6,000人というものでございました。そのうち単純に大人が6万人として考えるとおおむね年間480万近い入湯税というのを見込んでいたのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） こうやって見るとありがたいことに税金だけでも百六、七十万ぐらいは当初の計画よりも上回っているわけですから。ですから、別に多くあって貯金するのが目的じゃないわけですから、利用してもらう人たちにいかに健康のためにあそこの施設があるわけですから、ですから改めて増築ですね。数千万もかかれば別ですよ。私は数千万もかかるんだったらということは要求しませんけれども、大した費用じゃないと思うんで、ぜひ来年、今すぐじゃないですよ、来年の予算に組んでいただいたらいかがですかということです。

それからもう1点、私もそうですけど、腰が、腰痛。年いくとこれ出てくるんですね。中に入っている人も、上坂議員、もう腰痛くてあかんで、ジェットバスのびゅーっと強いやつを腰に当てると1週間ぐらいいきらしいね。私も確かにそうなんですわ。大体1回、整骨院へ行ったって治りませんし、せいぜい痛みどめは打たないし薬だけもらってこう薬張るぐらいでしょう。薬もあんまり飲むとか

なりきついですから胃腸が荒れるんですね。ということで、私は薬も飲まんことに。それでも1回行けば医療費ってすごいですよ、やっぱり。

それを考えると何かそういうジェットバスの導入とか施設をやると、いかにもぜいたくみたいな形にとられるかもわかりませんが、やっぱり医療費を下げていく。しかも風呂へ入っていればストレスはなくなるし、これは絶対痴呆症の対策の一つの柱になるなというふうに私は強く信じていて感じていますけれども、その辺ちょっと担当の課長、どうなの。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 実は厚生労働省のホームページに旅館・公衆浴場におけるレジオネラ症防止対策についてというページがございます。実はこの中でレジオネラ症の知識と浴場の衛生管理というものがございまして、実はジェット設備、いわゆる気泡をつくって噴射させるというやつですけれども、これジェット風呂から出るエアが水面上に出ますとエアロゾルといいまして、そういったいろんな物質を含んだものが出てくるわけなんですけれども、そのエアロゾルが発生した際に実はレジオネラ菌が飛散するおそれがあるというのがありまして、その中にございますのが永平寺温泉の場合は循環式の浴槽になってございます。循環式の浴槽ではこうしたジェットバスは使用しないようにというふうな掲載があると。

それともう一つが、圧縮空気をつくるコンプレッサーですね。これ実はレジオネラ菌の汚染発生率がかなり高いということがございまして、やはりこうした当然浴場におきましてはレジオネラ対策というものは万全を期さなきゃいけないということで、今現在、確かに体にはいいかなとは思うんですけれども、こうした病原菌発生の原因にもなるということでジェットにつきましては福祉保健課としては考えてますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） まだ、でもこれの菌の抑え方というのは塩素か何か薬品入れて消毒してるわけでしょう、今現在も。だから、消毒したやつが出てくるときに。だから、昔だったらオゾンなんか使ってやるのもあったよね、風呂場でね。におい消しとちょうど両方いいというので。

一応、きょうの課長の見解は見解として聞いておきます。私もあらゆる人から一回聞いておきますわ。だけど、そんなの浴場なんて厚生省、自分のところの管

轄で今までそういう施設をつくっておいて、じゃ、垂れ流しの温泉なんていうのは非常に少ないですよ、こんなもん。そうでしょう。ほんなら全部それやめろということかということと一緒にですから。

これは国会議員を使って聞いてみますわ。正式なものを出せと。たわけたことを言っているんじゃないという。

それで、もう一度私も勉強し直しますから、ひとつ前向きに、あかんものは別にする必要ないですけども、わけのわからん理由で認められんとか、ほんなら日本全国の入浴施設、ほとんどやめなあかんと思う。だから、何でもかんでもあかんと言えればいいと思っているんやろうね、あいつら。どうしようもないやつやな、本当に。

それで、入浴料の料金。これもやっぱり高齢者のために、今まで戦後70年、戦争もしないで、また、その前には大変ご苦労して今日まで至っているわけですから、そこは入湯税も百何十万も多くなったんやから、そういう人たちに還元してあげりゃいいじゃないですか。それが僕は安心して住んでよかった永平寺町という、まさしくキャッチフレーズどおりの政策ですから、その辺、町長どうかね、何かいい知恵とか。もうあとは町長の腹だけですから。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回予想をはるかに超えるお客さんが来ていただいて、入湯税とかそういった面で本当にうれしく思っておりますが、一方、やはり修理、来年の当初にもちょっと出ささせていただこうと思っておりますが、そういった修理費とか修繕費とかにもこれからお金がかかってまいります。今、料金についてのご質問ですが、今、つづり券は町内の人、町内でない人関係なしに400円で11枚ですかつづっております。1回当たり363円です。入っていただいておりますが、料金改定の際に例えば町外の方は1枚500円で11枚5,000円で、例えば町民の70歳以上の方は300円つづりで。ただし、そのつづりの販売は例えば上志比支所、永平寺支所、松岡本庁とか公共施設でのご購入をお願いするとか、いろいろな考えがあると思います。

今の余暇の活用とか、福祉施設ですので非常に町民の人の余暇の活用としての温泉のあり方というのは本当に大切なポジションになってきていると思っておりますので、そういった福祉の面からも考えて次の改正は行っていきたいと思えますし、もう一つ、改正を3年後なんですけど、今ちょっと福祉保健課とも相談しております。その次の年に消費税の改正がございますので、その辺についても一度

指定管理者のほうとお話しさせていただいて、いつごろの時期に改正するのがいいのかとかそういったこともまた議会のほうに報告しながら進めさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） あと、この1間については最後にしたいなと思っているんですけども、上志比区だけ老人センターみたいなあれがないんやね。これを、よく行くところがないという。風呂かって行けばただで入れてくれんわけですから。そうすると何かそういう施設も考えてくださいよという部分で、そうすると今の禅の里の後ろの駐車場、あんなの別に、管工事やるから物すごく金かかるんで、一部屋つくるぐらいね。一番高いのはサッシぐらいが一番高いかなというぐらいですから。だから、そういうふうで10畳か15畳ぐらいのこうして、そこにはどうぞ上志比区の区民の人、これは永平寺区民であれ誰でもいいんですけども、そこはのんびりゆったりと過ごしてくださいよという。だから、家にいると認知症が進んで病気になりますから、ぜひそこでいつでも遊びに来てくださいということも一つこれは考えてもらわなあかなという。これは支所の後の工事の関係もありますから、その辺の考えでみんながどうやって気楽にね。

だから、永平寺の永寿苑なんかへ行ってもそうでしょう。ゆったりとお風呂へ入って。あそこは200円で入れるわけですから。あそこで眠りゃころんと寝て。松岡はもっと広いですからね。ですから、そういう部分でも、これは福祉課じゃないんやな、住民生活課になるんかな、老人センターというと管轄は。どうなの。福祉課になるんか。福祉課か？ そうか。ほんなら福祉課、もうちょっと汗かいてもらわなあかな。やっぱりちゃんとそういったことが、私なんかにお願ひされているようでは話にならないんで。

確かにそういうと認知症を防ぐためにも、やっぱりそういう施設をどこでどう拠点を設けるかという、これは宿題ですからね。ちゃんと来年の予算には多分計上の話は出てくるって信じてますけどね。これ以上聞くとちょっと、大分悩んでいるみたいやから、まだ時間ありますから、12月まで。町長とゆっくり腹割って、町民のためにいい汗をかいてほしいと思いますよ。

1問目はこれでおしまい。

○議長（川崎直文君） 答弁あります。河合町長。

○町長（河合永充君） さっきの答弁で料金、つづりについては助成という形をとらせていただき、料金は指定管理者とお話しして決めますので、その辺ご理解くだ

さい。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 町長の答弁聞くとうれしいね。これ、上志比の人聞いていると喜ぶますよ、70歳以上。

○町長（河合永充君） 検討します。

○1番（上坂久則君） 検討ということは、もうほぼね。それ以上言いませんから。ほやけど、上志比の人が喜んでますからね、その期待を裏切らないようにひとつ最大のいい汗をかいていただくということを信じますね。

2問目、教育の中立性は守られるのかという。

今の国の政治状況、今の安倍さんみたいに何でもかんでも、戦争がいつでもできる法案を無理してでも通そうという。私、これ見ましたら、朝日新聞ですかね、これ。安倍首相の補佐官を務める、あえて国会議員の名前は言わないでおきます。これも出版社は新聞ですから公表ですから、「育鵬社のすばらしい教科書が全国で採択されるように支援を」ということを堂々と言うてるんですね。これちょっと教育長に後で聞かなあかんけれども、今、教科書って最終的な最終決定は誰がするんですか、教科書の採択は。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 市町の選択会議で決定するという事になっています。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これ何か法令、ちょっとまだこっちに来てないんやけれども、例えば大阪府で4市がこういう、戦前のことをきれいに書いてあるんですね。歴史なんてみんなその当時の権力者とか、それが大体都合のいいように書くだけのことですから。ですから、隣の中国、共産党なんかにしてもそうでしょう。人口が20万人しかえんのに30万を殺したなんていうことを、やっぱり小さい子供に教育的に刷り込みしながら反日ということをやっているわけですから。私も自分の子供には大体歴史なんていうのは半分を信じたらいいですよというふうに教えてきました。

アメリカの場合は歴史の評価というのは子供たちが自分たちで話し合う、あるいは今みたいなインターネットがあるわけですからそれで情報をとる。そして、親及び一般的な人からのいろいろ話を聞いて自分なりのちゃんと歴史の評価をするという、何かそういう教育をしているというふうに聞いたことがあります。

これなんかでもすごいですよ。これも9月1日の新聞ですね、全国紙で。育

鵬社教科書の採択運動、勤務先で強要され苦痛という。これなんかを見ると、欧米による植民地支配からアジアの国々を解放するとの目的が掲げられてなんて、確かにそうでしょうね。だってこんなの古今東西歴史なんていうのはみんな侵略の、あるいは民族を守るとか、自分の国益を　　というので、これは古今東西全ての、地球上は全部そうですよ。だから、そんなことを言うてもいつまでもしようがないから、戦争しないで平穩にいきましょうよという。

これなんかは歴史、公民と両方とも採択って書いてあるんですね。

私もこれ、これ見てみるとさっきの教科書の問題。文部科学省は4月、事前調査の結果と、これは事前調査ということは、今教育長が言ったような学校の先生方ですかね、主に。教科書の事前に調査ですから読み込んで、それなりの結論を出すということで、最終的には教育委員会が承認せんと採択にならんわけでしょう、事実上。その辺どうなんですか。

○議長（川崎直文君）　教育長。

○教育長（宮崎義幸君）　多分ですけれども、文科省が調査されたのは今どんな教科書を使っていますかだと思うんですが、当然、今回、来年度から使う中学校の教科書については今、採択委員会をやって、文科省の検定を受けて、その検定に通った教科書をざっと並べて、そして現場の先生方、いろんな先生方の意見を聞いて、そして市町の採択委員会での判断をもとにして決定していくという流れになっていくもんですから、文科省がどういう教科書になりますかという調査ではないと思うんです。

以上です。

○議長（川崎直文君）　1番、上坂君。

○1番（上坂久則君）　これ見ると、今まで、永平寺町もそうですけど、やっぱり教育の中立性ということでより専門的な先生方に、政治的な圧力とかそういうことがかからないように。それからまたあるいはこれだけのお金かかるわけですから、黒い霧が発生しないような点も入れて名前も公表しないというようなことの上でやってでも、これ文部科学省は事前調査ということは、大概その委員会ではほぼ大体この教科書がいいですよというふうにとあれば、それをほぼ採択していたと思うんですよね。

ですから今後、こういうわけのわからんみたいな人たちが、別にある部分では無視してもいいんだと。ですから、ここで拘束力があるような取り扱いはしないなどと、全国の教育委員会に通知していたという。ですから、これなんかの言葉

の取り方もあるけど、何か政治的な圧力とか。すごいでしょう、こんな、全国なんかで。あえて会社名言うともたいろいろおしかり受けるとあかんで言いませんけれども、大阪の一部上場の会社でしょう。社員に育鵬社の教科書を採択するように、それぞれが電話するなり文書なりでどんどんやってくださいという。何か信じられないようなことが現に行われているんですね。

そういう状況を見ると教育長、教育の中立性って、今現状どういうふうにご考えていますか。それと先行き、ここ10年ぐらい、本当に中立性が守れるのかどうかの、個人的解釈で結構ですから。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今議員さんおっしゃられたような上からこの教科書はということごで指示とかそういうような文書は来ておりません。今おっしゃられたごでこの会社はこういう色彩が強いよとか、いろんなことにつきましては全国的にも話題になってますし我々も承知しているところですけども、本件につきましては全くそういう上から教育委員会に対してこういう教科書をどうのこうのということは一切来ていませんし、我々もそういう教科書採択のきちとした制度にのっとり、そして調査委員等につきましても全くわからないような形にしています。

それと、その調査結果の内容につきましては公開しますし、どういう教科書が土俵に乗っているのかということもいろんなところで公開していますし、極めてオープンでやっています、今のところ中立性はきちと確保されているというふうに思っています。

今後もしそういうところについては教育委員会としてきちと確保し、上からの圧力的なものには動じないような形で進めていくべきだと私は思います。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、こういうものというのは情報の開示が一番圧力を避ける、よける方法なんですね。それで教科書の選定に関しては、やっぱり採用されたやつと非採用、その教科書を私はぜひ町立図書館があるわけですから、それは学校でも持ち回りでもいいですし、そういう中でこれは採択した理由は当然、中には書いて提出するでしょうから、そうすると今度は非採択、こういうことがあるから採択しませんでしたとか、あるいはこの教科書よりもこちらのほうがよかったとかどう書いているかどうかわかりませんが、今後何かそういうふうな形で、みんな町民もそうやし親初め親権者でも思想的に偏向とか圧力がかか

っているとか、そういったことがわかるような形で私はすべきじゃないかなと。

うちの町長はあんまり政治的圧力はかけないと思いますけど、しないですね。これちゃんと確認しておかんと、後で大変ですからね。

それで、やっぱり首長の教委の中で会議を持つというふうになっていますし、ですからそういう部分ではどうなんですかね、教科書、図書館。これは永平寺町だけでは無理かもわかりませんが、県の教育委員会等と話をして、中立性を守るためには全て公表と。採択も非採択も理由もつけるということで何か一つ汗かいてもらうといいんですけどね。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） さきの教育長会でもこういう意見が某地区からありました。多分、議員さんのことじゃないかなと思うんですが、県のほうでも次回からもっともっと、今でも福井市のほうで教科書とか見れる場所をつくっているんですけども、やっぱり永平寺町の中でもそういう展示して見てもらう場所をつくと。県下でもっとその場所をたくさんにしていくというような話がありましたし、我々としましても今教育委員会のほうに何部か来るんです。見本の教科書が。そういうのを学校のほうへは、学校の先生方もいろいろ、どういう教科書の中身なのかというのを勉強したいということで、今学校のほうへは全部教科書を支給しているんです。そういうのを、今議員さんおっしゃられたように町の図書館とかでも展示して見れるようなコーナーをつくっていきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 中立を大事にしてくれる教育長でよかったなと思いますよね。

そしてもう1点だけ、これちょっと教育上の問題で、先生がどうかじゃなくて、これは大前研一さんという有名なコンサルタントいますけれども、去年ですか、文科省からIBという国際バカロレアという、そういう名前らしいですね。これはどうなんやというと、世界的に通用する大学ということらしいですね。その中のマイナス要因としては、教科書があるというものはマイナス要因なんですってね。やっぱり国によっては教育の考え方っていろいろあるんやなと。これなんか見ると、「児童生徒に一律に教える教科書があるなら、先生は何のために存在するのか？」というこれは教育の根本的な問題なんですね。私もそうですけど、そういうことの違和感は一回もなかったんですね。これ読んだときに、なるほどなという。

そうすると、これなんか見えても上からの教育は身につかないってはっきり

言っていますね。特に最近そうでしょう。大学でも教養学部を、あんまり意味ないからもっと有用に。専門学校みたいな大学にせえということですからね。

ところが、やっぱりああいう人たちというのはようわからんね。だって、これから人工知能があつて機械化をつくってやるということは、ソフトな部分ですからね、人間の持っている。まだ出てないような人をどうするという、それには単に専門的な知識では出てこないんですね。やっぱり本を読み、実際無駄かもわからんけど、音楽を聞き、やっぱり自然、ななものから自分がどう感じるかという、これが一般的に言われる教養ですからね。何かそういったことがどうでもいいというのは、単純な人というのはそういうことなんですね。それではやっぱり人類の進歩なんてないですよ。

それから、いろいろありますね。英語に関しても小学校からやって、僕はあれだけは、これは国の制度ですからどうしようもないんですけどね。日本語もまともにしゃべれん人が英語を覚えてどうするのって。そんなものはアメリカへ半年行けばしゃべれるぐらいはしゃべれますから。私もこれ、いや、そうでなくても英語要るんですよという。日本語で「あめ」という表示を。だけれども、十何種類あるんですってね、形容詞つけたら。時雨れあめとかなんとか。ただ、英語に直せば `t h a r a i n` だけですから。その英語の `t h a r a i n` というものを日本語に当てはめて、これはどういう雨なのかを表現するかという。大体、アメリカ人とかあっちのほうはそういう細かいのいいですからね、感覚が。雨は雨なんやと。日本みたいな十何種類とかもっとあるんかもわかりませんが、そういう感覚がないんですね。だから、それだけにもっと小さきときに日本語というものを大事にしてほしいなと思いますよ。

英語なんてしてたって、大体交渉事はその人の知性、教養でしょう。アメリカなんかビジネススクールなんかの大学行ったときに、やっぱり一番やるのは広範なる知識と教養なんですってね。日本人来ると、あなたは日本の文化の何か一つやってちょうだいよと。別に英語しゃべれて、ぺらぺらしゃべれたって何もなきや、あの人は人間的に全然話にならないというので信頼感を置いてくれないという。そういったことは学校で教えんしね。何か僕は試験ぐらい80点とったら十分でいいと思うけどね。それを80点が90点とらなあかんとか満点とかね。満点とってどないするんやと。

教育の問題はいろいろありますけれども、どうか中立性を保つように、そこは自分たちの子供を通して。

私もそうですけど、私みたいな団塊の世代というのは戦後の歴史なんてほとんど習ってないんですね。ただ時系列的に何とか事変が起きたとか。だって、日本なんていうのはまだ全然独立してないですから。ただ、知らなくて。横須賀の港へ日本の了解も得んといて、米軍はいつでも軍艦は入れるんですから。それから、厚木米軍基地、あの上は全部アメリカの管轄ですからね。日本の飛行機でも飛べないんですから。そういったことも一つも何もせんといて、もっと安倍さん、ちゃんと日本の主権というものをちゃんと考えてほしいなと思うね。あれはもう病気やからどうもならんね、あれね。

ですから、そういう部分で教育というのはずっと国家を背負う。また、自分たちの平和の思想をちゃんと正しく理解してもらおうという部分では、これは何があっても守らなくちゃいけない部分ですから、そういうことでぜひいい汗をかいてほしいなと思いますね。

じゃ、教育はその辺にしておきます。

あと3番目、行革ですね。

これ午前中も同僚議員からいろいろありましたけれども、統廃合とか、1点は例えば今壊さないで3年、5年、10年おいたとして、そのときのランニングコストと、それから多少今お金はかかるけれどもという部分、その比較検討はどうなんですかというのがまずありますね。それをきょうは結論は聞きませんから。

それからもう1点、これをどんどん進めていくと、町有地はいいですけど、民有地で借りている場合、どうするんですかという。ですから、今のこの時点でその施設を使わないという場合は、原則として民有地は返却するというこれぐらいの腹を今のうちにつくつかんと、後々、どこどこは俺の話を聞いてくれたみたいな不公平感に見せたり、あるいは不正みたいな形でとられるおそれがあるんですね。ですから、あくまでも事務処理ですから、原則壊したものは民有地は返すという方針みたいなものを、今ここで結論聞きませんから、はっきりすべきでしょうと。そうせんと職員も大変やもん。一つ一つどうするかを考えてくれって、こんな時間無駄ですから。

また、個別案件はみんなに堂々と説明できるような理由づけがあって、みんなが納得できれば別にそれでいいと思いますよ。だから、原則をちゃんと提示してほしいと。

それから、自分のところの、ほかのところの施設は簡単に壊せって賛成するけど、自分のところだと大体反対するのは人間のさがですから。そういうときに、

今みたいなランニングコストが幾らかかる。それをするためには当然人件費がかかっているわけですね。当然、地代もかかっているし。そういったことを、もうオープンにして出してもいいんじゃないかなと。それで地域とか地区によってどうしてもこれは残してほしいということであるなら、受益者負担で、今まで町が全部やってきましたけれども、それは強い地区の要望であれば、やっぱりそれにふさわしい負担というか、ものをお願いしますよというそういった基準も早く僕はつくるべきじゃないのかなと。これを今のうちにつくっておかないと、恣意的な行政ってかなりなりますから、そこはしっかりとやっていってほしいなど。

それから、学校の問題も統廃合もそうですけど、私も上志比の中学校の親ですね。親権者の人に今十五、六人でしょうと。あと10年、その人たちが1、2、3ってなったら50人割ってまうんですね。そうすると、中学校をどうするかという。別に潰せばいいとか継続すればいいじゃなくて、私は逆に言うたら、これから生まれたばかりの赤ちゃんを産んだ保護者、それと今育てる人たちが自分の子供たちのために学校を残してほしいというのか、やっぱり中学校へ行けば児童が生徒へ変わって、クラブ活動等自主的な行動も要求されるわけですから、その観点は決して行政が決めるとか議会が決めるのではなくて、本来、一番大事に育てる保護者のほうで意思決定を早くしてくださいよと。まだあと七、八年から10年ぐらいありますから、だから、自分たちの学校のPTAの会合であったりクラスであったりしたときに、自分たちの子供たちが中学校へ行ったときにどうあるべきかということをおのほうではっきり意思提示してくださいというふうをお願いしてあります。

ですから、こういう施設の統廃合というのはちゃんと基準を決めて明確にして、その基準を全部公表する。堂々と。それでも賛成、反対ありますよ。それはしゃあないんですよ。何も出さんのが一番だめなんです。ですから、ここは知恵を使ってほしいなと思いますけど、それについての。もうそれ以上聞きませんから、これ誰答える。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 施設の統廃合等の問題でございますけれども、議員さんおっしゃっていますようにコスト計算ということも十分にしていかなければいけないと思っています。ただ、コストだけが全てということは考えておりませんので、そこは住民の皆さん等の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えています。

また、議会とも今協議をしているところでございますので、その議会との協議の後、今回、中間報告という形で出させていただきましたが、その再編の計画というものを策定をして、策定した上でその結論をもって住民の皆さんには説明会という形でご説明を丁寧にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） それでは、行革に関する部分はまた近くまとめていただいて、明確な方針が決まった時点でまたいろいろとご意見なり物を申し上げたいなと、きょうはここでやめます。

最後に、地方創生の事業開始に伴う農地転用等の阻害要因を想定しているのかという、きょうも午前中ですか、同僚議員から、私も名前聞いたの初めてなんですけど御陵でスーパーが出るとか出んとかいうことで農業委員会でどういう結論が出たのかもまだ聞いてませんし、これは今度の産建の委員会で課長のほうから詳しく経過等を聞きたいなと思いますけれども、これ、農振の除外とかというのは、要件たしか5項目ありましたよね。ですね、課長。時間ないんで首だけ振ってくれればいいですから。後は答弁求めますから。

そのときに、当該用途の通常の利用形態に鑑みて、この土地が必要であるのか、あるいはその規模が適当であるかのみを判断するものであるというふうになっているんですね。ですから、ほかの影響は関係なくて、例えば営農推進ですごい広いところで集団で営農しているときに真ん中へ何かつくったら、これは大規模なんてできませんからそういうときはだめですよとか、そういう部分での縛りなどで、これ課長、何かこの間の農業委員会で何か出たっていうけど、どうなのよ。何かこの農地転用を許可しないような何か項目にひっかかったところあるんですか。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまの農振除外、これは農業振興地域の整備計画の変更ということで、この判断基準であります5要件でございますが、その中でまず5要件があります。これちょっとまだ知らない方もおられるんで、まず5つの要件を要約して言いますと、まず1つ目に、当該土地が必要であるか、あるいはその規模が適当であるか。2つ目に、集団的農用地の中央部に他用途の土地が存在することにより、高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じないか。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産

基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じないか。3番目に、認定農業者等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないか。4番目に、ため池、排水路、土留工等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出または崩壊、洪水等の災害の発生が予想される場合。また、農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、また汚濁水の流入等が予想される場合。5つ目に、土地改良事業が完了してから8年以上経過しているかという5つの要件があります。

そうした中で、農業委員会としての意見を紹介したわけですが、農業委員会といたしましてはあくまでも農業者の所得減収や意欲の減退とかそういったことで、農業者を守るという観点からという意見でございました。

まず、この法律の5要件につきましては、この5要件につきましては判断としては今申し出た申請に関しては5要件に合致しているということで、町といたしましてはこの5要件に基準として、法律に沿っているということで今後は県のほうに事前協議の申し出を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 来年から地方創生の新しい計画をつくり、あるいはさまざまな業種の例えば工場の進出であったり、そういうときに農地であればこういったものが当然出てくるわけですね。そのときに、法的要件に合わなかったら、これは当然認められませんけれども、該当しなければ粛々とやるのが、これはあくまでも行政のほうの公平公正な行政というのはそういうことですから、それを恣意的に誰かがわーっと言うから、それは今回はしませんとかそれはだめなんですよ。あくまでも粛々とやらなきゃいけないんですよ。

じゃ、万一もし町がしないとなったら、そんな地主さんはえんと思いますけれども、私がその地主であれば、逆に言ったら町長が認めんとしたら、私は行政の不作为で、じゃ、町は私のところの田んぼを全部買ってくれますかというふうに損害賠償請求されたときに裁判で勝てるか勝てんかというのは、これは微妙やからね。そういうもんやと思いますよ。

だから、要件によっては違う何かあったら認めるけれども、今度のスーパーだけは認められんというのは、こういうのはしたらだめなんです。そういうのは恣意的行政というんです。だから、もしその中で農家の人が一部ちょっと売り上げが下がるとかなんとかってあれば、それはそういうスーパーが出てきた

ときにワンコーナーをちゃんと置いてもらうとか、両方で売ればいいわけですから。自由競争というのはそういうものですから。だから、よく法律の解釈は感情論を　　　っていうんですけど、法律なんていうのは感情入りませんからね。ただ、法的要綱に合っているか合っていないかが別れ道ですから、ですからそこを混同してもろからあかんって。そこはやっぱり農林課長、今度の委員会の中でももう一回農業委員会のあり方と役目、役割というものの私は再確認が必要ではないのかなと思いますよ。

　　今度あれでしょう、もう農業協同組合法の……、あと時間何分ある。3分ぐらい？　これも農業協同組合等の一部を改正するって、これ法律が通ってもうたんですね。これ見ると、農業委員会等に関する法律の改正で、今回は間に合わなかったけれども農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更するという。ですから、もう選挙はないということですね。あと3年たてば。

　　そのために農業委員会は何を期待しますかといったら、農地利用最適化推進委員というものをその中で設けてくださいよと。

　　それから、これは大きいポイントなんでしょうけれども、農業委員会をサポートするため都道府県段階及び全国段階に農業委員会ネットワーク機構を指定するという、これも相当変わりますね。だから、農地法の改正でも6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直すという。今まで農業従事者しかなれんかったけれども、大規模な農業をやっている生産組合の人を理事にするとか、あるいは全然農業してなくても理事になれますよと。

　　今度の場合、農協なんかもそうですね。これ、今までどうだったかなというのは、農業者に選ばれる農協の徹底という、農業の徹底という。これはやっぱり農業者に事業利用を強制してはならないという。だから、かなり変わりましたよね。ということは、ちゃんと正しい目的に向かって、みんながしっかり汗かいて、それから農業者がもうかるような農業をやってくださいよという部分ですね。だから、規制の緩和ということで。全国中央会でも監査義務とかあれば廃止して、やっぱり公認会計士を使いなさいという部分と、それから規約等は全部中央会が全部決めたんやね、標準ということで。文句なく。そういったことももうだめですと。ですから、各それぞれの単協、これは農業者から信頼できる農協であって、ともに汗かいていい農業ができるよというふうなことなんですね。

　　これなんか全部見ると、地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の

有利販売等に創意工夫を生かして積極的に取り組めるようになると。それから、農業委員会が、農地利用の最適化をより果たせるようにする。担い手である農業生産法人の経営の発展に資するという効果がこういう目的を持ってつくりましたということですね。

(「民主党の方針になってるんけ、あんたの言ってるの」と呼ぶ者あり)

○1番(上坂久則君) あんたと話しているんじゃない。

○議長(川崎直文君) 発言者以外は発言を差し控えてください。

○1番(上坂久則君) ですから、農協というのはそういうものですからね。この資料はちゃんと民主党から来たんですよ。ですから、私は当然これでいいと思えますよ。だって、1次物をつくってそのまま右、左という時代はもう終わったでしょうと。だから、何年も前から6次化のほうへ移行してくださいというふうな、これは変化がなければ、何もせんけど単作物だけつくって合わなかったら補助金、助成金だけ出してくれればいい。それがもしかなわなかったら、今の政権はおかしいとかって、それはないでしょうと。だって、田地持っている人は相続税ほとんどかからんに等しいですからね。福井市の真ん中みたいなもので。

ですから、それぐらいやっぱりみんな優遇しているものは黙って見ているわけですから、そこは本来の目的を持ってしっかりと汗をかいてもらわな困るということをお願いして、私の質問を終わります。

以上。

○議長(川崎直文君) 次に、17番、多田君の質問を許します。

17番、多田君。

○17番(多田憲治君) きょうはこれで最後の質問になろうかと思えます。通告に基づきまして2件質問をさせていただきます。

私も大変このミシュラン・グリーンガイドの二つ星は本当に感動したんですが、今回、議員の質問では私だけという形で、私が少し前走り過ぎていたのかなとこういうふうな感じもしたわけですが、この6月に福井県で初めて大本山永平寺が欧米で有名な旅行ガイドブックのミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで二つ星の榮譽をいただき、今後の大本山永平寺の参拝客、特に5年後の東京オリンピックは外国人の来町がいつもより多くされ、この自然豊かな当町をアピールする機会でもあろうかと思えます。

これは前、町長も町の広報紙でも語っておられましたが、この二つ星といえますのは寄り道してでも見る価値があると、こういうことで世界に広報とか宣伝さ

れているもので、私もこの6月に新聞、また町の広報紙で知らされたときには大変感動いたしました。感動いたしましたのですが、町民にそういうことを聞いても、そんなことがあったのかなとこういうふうな声を聞きまして、私の思うほど住民は周知徹底がなされていないのが本音かと思えます。

私も先日、立山町へ実はその研修に行ったわけですが、特に最近、北陸新幹線の開通などでこの立山のアルペンルートが大変外国人が本当に多く来ているらしいですね。その担当の職員に聞きますと、台湾の方とか中国の方は本当に日本と一緒に顔をしていますのでなかなか把握しにくいので、アルペンルートの切符を買う駅の職員さんにその辺の協力を願って、外国の方、特に中国、台湾の方の数を把握しているんだと。それから、お土産屋さんには大体こういうお土産が外国の方には売れるんだとか、こういうことをデータにいろいろ町のほうで町の活性化策もいろいろ練っているそうであります。

ちょっと聞きますと、最近、永平寺さんも本当に外国人の参拝客が多いというふうな形で聞いておりますが、常々、町長からハード的なことはいろいろと議会でも説明を受けておるんですが、ソフト面において我が永平寺町の観光に携わる観光物産、また門前観光協会はサプライズとも言えるこのミシュランの二つ星の出来事に現在どのような対応をしているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 二つ星を受けて町の観光物産協会と門前観光協会がどのような取り組みというご質問でございます。

福井県で初めてミシュランのグリーンガイド・ジャポンの評価、それも二つ星をいただきましたという今ほどご説明いただきました。このミシュラン・グリーンガイド・ジャポンにつきましては、あるタイヤメーカーが日本政府の観光局の協力を得まして2009年3月にフランス語の実用ガイドとして発行されたものでございまして、今回で第4版となります。豊かな自然や多彩な文化に触れることができる興味深い観光地が紹介されておりまして、掲載地は旅行者へのお勧めという観点で、星なしからわざわざ旅行する価値があるという三つ星までに分類されております。永平寺につきましては、今ほどお話ありましたように寄り道する価値があるという二つ星の評価を受けました。なお、この旅ガイドにつきましては、フランス語と英語のみで日本語の表記はございません。

早速これを受けまして、町は門前観光協会、観光物産協会の皆さんと外国人観光客の対応について協議をさせていただいております。その中で今ほどお話あり

ましたように今年度中に外国人観光客へのおもてなし向上に向けた研修会を開催するというふうな取り決めをさせていただきました。

また、日本人は外国に対する苦手意識が強うございますので、片言の会話でも心を込めた対応とか指さしシートの整備など精いっぱい、ちょっとしたおもてなしに努めていくことと確認をとってございます。

また、観光商談会におきましてはミシュランの二つ星を受けたことなどを広くアピールし、インバウンドも含めた観光地としてのアピールを行っております。

また、このほか免税、タックスフリーですね、これについても関係機関と協議を進めているところでございます。

ホームページにつきましては、既に英語、中国語、イタリア語など8カ国語の対応を行っておりますし、パンフレットの作成についても英語、中国語などの整備を検討しており、外国からのお客様、インバウンドに対する対応に努めておるところでございます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今ほど説明を受けまして、このぐらいのことは別に役場から言われなくてもするようなそういう対応かと思っております。

先日、ブランド活性化検討会、この間もケーブルテレビでやっておりますが、本当にこの内容を見ますと町長初め丸子老師さん、またオリンピックの為末さんも話す内容は本当に説得力があり、大変私は実のあるフォーラムだったと思います。

これも私も当時、来年、合併10年のそういう記念式典も行われますが、この合併時に町名を、3町村の合併したときに名前をどうしようかというような審議が、これは当時なされまして、そのときには最終的には世界的ブランドの大本山の永平寺さんの名をいただいて、永平寺さんと寄り添ってこれからのまちづくりを歩んでいこうと、私はそういう形で委員さんが決意をなされたと思います。

この永平寺さんの参拝を迎えるに当たり対応をしておりましたが、先ほど同僚議員からも滝川クリステルさんのおもてなしの対応、これは本当にソフトの事業でございますが、やはり私も以前一般質問でさせていただきましたが、永平寺の中部縦貫のインターチェンジも永平寺参道インターチェンジというふうな名前もできまして、今回、こういうミシュランの二つ星もいただいて、そのハード事業の中には永平寺さんは宿泊施設も今回つくるという形でございます。私は、本当にそういう中で今の永平寺参道インターチェンジから荒谷を越えて永平寺の志比

のそこまで街灯を、今言うナトリウム灯の街灯をつくって、そういうこともおもてなしでしたらどうかと、こういうふうな実は一般質問でもさせていただきまして、これは現地の方も本当に夜走りますとイノシシが横切るぐらいを見た見たというようなそういう方もおられまして、今回、町として何かこういうアクションを考えているのか、再度お聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今回受けまして、町民の皆さんを初めとする多くの皆さんに永平寺の禅文化を理解してもらうようなことは大切だと考えております。ミシュランの二つ星の評価につきましては、各報道機関より大々的に報じられて、町におきましても先ほどお話ありましたように7月号の広報紙で町民の皆さんに伝えておるところでございます。

今ほど大本山永平寺ということで禅についてといいますか、この間のブランド化の中でも触れられておるとは思いますけど、禅は世界的には知られておりますが、この禅の発祥地は永平寺、永平寺町だとはまだ言葉はあれですけども知られていないのが現状かと思えます。この禅と永平寺町を結びつけていくことは大変なことであるという認識の上で、今ほどのブランド化の検討会であるとかいろいろなところでお話、情報を発信させていただいておりますし、ケーブルテレビなどによって内容を広く町民の人にもう一度見ていただくような思いでケーブルテレビで放送させていただいているところがございます。

町民の皆さんにこの永平寺の禅の文化のすばらしさについて理解を深めていただくためにも、現在、年末の「ゆく年くる年」、除夜の鐘の全国放送を実は町長と一緒にNHKのほうへ陳情に上がっております。近年の「ゆく年くる年」につきましては、以前と違いましてご当地のイベントや注目される出来事があった地域から放送されるということが主流となっておりまして、ことしの12月31日の放送は難しいかもわかりませんが、何とかして大本山永平寺からの生中継ができるようにとNHKと協議中でございます。

また、観光ポスターにつきましてもこれまで大本山永平寺の境内の写真を中心にしたポスターでございまして、これもかなり年月がたってございます。新たに禅を前面に出しましたZENとアルファベットの表記も加えたものの制作、またえちぜん鉄道福井駅のPRブースにもそのものをあわせた活用も検討しているところでございます。

また、今年度新たに燈籠ながしのホームページも設けさせていただいて、英語

表記でもごらんいただけるような対応もさせていただいております。

先ほどもお話ししましたように、ブランド活性化検討会についても今後2回、3回とやってまいりの中で禅を中心にといいますか、皆さんの意見の中で禅ということでアンケートにも書いてございました中で、そういう認識が町民の皆さんに徐々にではありますが浸透していることもありまして、意識の高揚に今後も努めていきたいと思っております。

くどのようなですけれども、ミシュランのガイドブックの評価を契機に町民の皆さんにも外国から注目を浴びているんだというふうな、外国の方と身近にあるといった認識も持っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） ちょっと今の前後になったんですが、これは一般質問ではあんまり予算に触れないのが原則であります。ご承知のとおり、よいこと悪いことにしましても突発的に出来事に対応するのがあくまでも補正予算かと思いません。

私は今申したのは、鉄は熱いうちに、先ほど同僚議員が禅の里の温泉のこともたしか質問されていましたが、この一番のときに今言う物事をせな地域の住民は当時のことを忘れてしまう。だから、6月にされたんなら今回何かその辺の町のアクションというものを、実は一般質問に当てたわけでございます。

今町では本当に3年後の国体の競技のTシャツ、職員さん本当にいろいろと着てこういうふうな啓発もやっておりますが、本町ではこの禅の町のアピールとして、門前の観光地に携わる職員、また観光物産の職員とか観光ボランティアの会員等に、このミシュランガイドの二つ星の印刷したTシャツというのあれですが、もしあれというならこの間オリンピックで言っていましたね。こういう今のミシュランガイド二つ星の印刷とか、来年3月にできますが道の駅とか、えちぜん鉄道の駅の中とかそういうところにこの二つ星をつけて、それと永平寺口から走るバスにミシュランの二つ星のそういうミシュラン二つ星号というぐらいのをすとか、またこの間ちょっと私これ一般質問考えましたら、急に永平寺さんが四季の切手の販売が新聞に出ておりましたが、そういうことも私活性化でないかと実は思っていたわけでございます。

そういった形で、私もこの間言ったとおり、この間のオリンピックの、あれ、課長、どういんや、このマークは。エンブレムのそういうふうなマークでも、職

員に首かけでもここでもいいですけど、そういう一つのことで自分は永平寺についておもてなしをしているんだと、こういうことをせな。ただ、そこら辺のTシャツ着てジーパンはいて品物を売っているではそういう意識の改革がないので、そのエンブレムとかそういうことも考えてしたらどうかと、私はそういうことを思っていたんで、その辺どうですか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） ミシュランの二つ星の評価を受けましたことで永平寺町に訪れる観光客に何らかのアピールは必要やと、これは十分考えております。

その中で、今回のミシュランの二つ星の評価については、ご存じのように大本山永平寺様に対する評価でございまして、修行道場としての位置づけの中におけるご本山の意向もございまして、その点は十分配慮しながら町としましても観光政策に活かしてまいりたいと考えております。

今回のミシュランの評価を受けまして、早速これまでミシュランで評価を受けている三つ星の金沢市、これは兼六園でございます。二つ星の犬山市、これは犬山城と、伊豆市、これは修善寺です。職員を視察に向かわせております。観光当局がどのように二つ星の評価を生かしながら外国人観光客などへの対応をしているかなど先進地の取り組みを参考にしながら、今後、何らかの形で二つ星をアピールできるような対応を考えてまいりたいと考えております。

また、既に予算化されている外国人観光誘客事業におきまして外国人モニターツアーの実施においてもこのミシュランの評価を踏まえましておもてなしの方法などの見方を変えた事業を実施してまいりたいと考えております。。

また、ミシュラン観光ガイドブックの二つ星の評価により、今後、外国の方に来ていただく機会も多くなると思います。外国人、インバウンドに対する情報発信はSNS環境、ネット環境の整備が重要と考えております。現在、Wi-Fiの整備を計画しており、今議会で予算の計上を行い整備に当たりたいと関係機関及び補助事業等の調査をいたしましたところ、今の状況では有利なものがなく、また福井県や国の補助事業において今後それに対する動きがあるという情報を得ましたので、今議会で予算決算は見送りをさせていただいたところでございます。補助金の活用など総合的に判断をいたしまして、早い時期に議会に予算化をお認めいただきますよう対応してまいりたいと考えております。

このほか、英語版のフェイスブックなども整備できないか検討中でございます。現在、職員の中で英語で書き込みができる者がいないなど準備期間を要すること

もあり、早急に全てのことに対応することができかねるところが現状でございます。

広域的な取り組みといたしましては、永平寺町、勝山市、あわら市など越前加賀宗教文化街道という枠組みの中でインバウンド対策も行っていくということで確認をとっております。

ミラノ万博に向けましては、禅と精進料理をメインテーマに永平寺町の情報を発信するほか、英語のパンフレットの制作及び国際交流センターへのパンフレットの送付を考えております。

永平寺ふるさと大使の越後京都県人会長さんなどのご協力も得て、京都での情報発信もする計画でございます。

いずれにしましても、外国人を初め多くの観光客が永平寺町にお越しになると思いますので、行政として行えるものにつきましてはできるものから対応に努めてまいりますし、今ほどお話いただきましたように観光物産協会、門前観光協会などを初めとする民間団体の皆さんのお力添えもいただきながら、おもてなしの心をもとに適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今、親切丁寧に行政でできる範囲内、できればそういう外堀からそういうことを粛々進めていこうかと、そういうふうな課長の答弁でもありました。

私はこういう本当に、永平寺さんは旧上志比地区ですが、本当に雲水さんのそういう態度もしっかりして、何かこういう参拝客がふえたらいいなというような形で常々思っているわけでございますので、その辺ひとつ今後ともよろしく願いをいたします。

次に、町民への国勢調査の意識改革をという形で説明をさせていただきます。

10月1日は5年に一度の国が実施する国勢調査であります。町の職員は少子・高齢化問題とか防災対策、地域の創生とか、本当に重要課題の中で将来のまちづくりの構想図、特に財政面で交付税算入の基礎があることはご承知かと思えます。国の地方創生施策が昨年打ち出したわけでございますが、市町も人口増対策については、今回、昨年のごとくでございますので、次回、5年後にはかなり、32年に調査がありますが、かなりその市町には従前と差が出るのではないかと危惧しているところでございます。

人口減が叫ばれる中で、特に全国の市町、市町村の行政の関係者は一人でも多く我が町で国勢調査と意気込んでいるのではないかと思います。そういった意味合いで、平成22年実施の住民票の人口と国勢調査の人口の差はどのくらいあったのか、まずお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ご質問の5年前の当町の住民票人口と国勢調査の人口数につきましては、平成22年10月1日現在におきまして、住民票人口1万9,978名となってございました。それで、国勢調査の人口数は2万647名となっております。当然このことの差につきましては議員さんもお理解していると思いますけれども、国勢調査の対象が外国人を含め住民票登録に関係なく10月1日を基準として3カ月以上居住している人となっていることからの差ということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今、総務課長がおっしゃったとおり約四、五百の差があるわけでございます。その年その年で交付税の算定の計算は変わりますが、1人15万円にしましても500人ですと8,000万ですかね。そのぐらいの交付税がこれからの5年間確保されると。極端に言うと、先ほど言いましたとおり福島みたいな特別の災害とかあった場合はこれはまた国の算定も変わりますが、そういうふうな実は財政面、先ほど町長もこれから少し財政指数についても今後は吟味していきたいんだというようなご答弁もありましたが、そういうわけで今回、本当にちょっと私、このパンフレットを見ましたら今回は確定申告のようにインターネット、スマホで回答が新たになったんですと。当町は先ほどのこの差というのは確かに外国人218人、ちょっとデータで見ましたらいましたが、あと大学生、専門学校の学生さん、雲水さん、それから特老の3施設もありますのでかなり、結果はさておいて、こういう調査対象が出てくるわけでございますが、インターネットでして、インターネットで対応できない人は調査員が10月1日ごろに家庭へお伺いすると、こういうちょっと今回初めて新たな手法が出てまいりました。私も今度は、来年はマイナンバー制度ができると、一体将来、国勢調査のあり方もどうなるのかな、ちょっとその辺を危惧しているんですが、その辺については課長、調査員にその辺の対応とか、できる限り地元、永平寺町でこの調査をしてほしいとあって、こういう調査員の打ち合わせといいますかミーティン

グはもうしているのか。ちょっと調べますと10日からインターネットの様式を配るんだというようなことも書いてありましたが、その辺どういうふうな形で進めていくのかお聞きをいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、今回おっしゃったようにインターネットとスマホからもこの調査に参加というとおかしいですけれども調査ができるというふうになってございます。

確かに今回こういったことができることによって、やはり調査員さん、どうしても常にお仕事をされている方というとなかなか調査員さんの中には入ってこれないということになりますし、ちょっとお年がいかれる方も一生懸命調査にご協力いただくことになるわけですけれども、なかなかインターネットの仕組みとかそういうことを、今度説明をするというのが大変難しくなって、調査員さんにとっては逆にこういうふうなものが入ったことによって若干不便な感じを受け取っている方もおられます。

しかし、インターネットの回答用紙を最初に持って行って、次に改めてまた9月10日ごろから12日までの間に世帯ごとにインターネットの回答の利用案内というものを配布するというふうになっておりましたけど、永平寺町の場合は一緒に持って行くように改めてやらせていただいています。これは一緒に持っていてもいいということを確認をとってさせていただいて、そのほうが調査員さんも行って、こちらのほう、インターネットねというふうに判断が付きやすいということの、また住民の方々のことを考えてそのようにさせていただいております。

それと、調査員さんの説明会はもう既に上志比地区を皮切りに8月25日、8月26日、8月31日、また9月1日と永平寺町内はマンション、アパートなんかも多くございますので、それはそれで別に9月1日に実施をしております、約2時間半から3時間ぐらい、皆さん本当に熱心に調査員の方は一生懸命になって聞いていただいて、今でもご質問のたびにこの役場のほうに来ていただくというふうなご熱心な調査員さん数多くおられます。

そういった中で、やはりこういう国勢調査、先ほど議員さんもおっしゃったとおり5年に一度の大変重要な、ことしで20回目を迎える国勢調査でございますけれども、本当に皆さん一生懸命になっていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 私も実は行政出身でございまして、この国勢調査の趣旨も十分わかるので、どうかひとつその辺、町の財政的にも大変ご苦労さまでございますが、どうか趣旨を知ってしっかりした10月1日の、一人でも多い町での国勢調査をしていただきますようお願いをしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午後 4時47分 休憩）

（午後 4時47分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日8日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時47分 延会）